

平成 23 年第 3 回多賀城市議会定例会補正予算特別委員会会議記録（第 1 日目）

平成 23 年 10 月 11 日（火曜日）

◎出席委員（18 名）

委員長 根本 朝栄

副委員長 森 長一郎

委員

柳原 清 委員

戸津川 晴美 委員

江口 正夫 委員

深谷 晃祐 委員

伏谷 修一 委員

米澤 まき子 委員

金野 次男 委員

藤原 益栄 委員

佐藤 恵子 委員

松村 敬子 委員

阿部 正幸 委員

雨森 修一 委員

吉田 瑞生 委員

昌浦 泰己 委員

竹谷 英昭 委員

板橋 恵一 委員

◎欠席委員（なし）

◎説明員

市長 菊地 健次郎

副市長(兼)総務部長(兼)総務部次長 鈴木 明広

監査委員 菅野 昌治

市長公室長(兼)会計管理者(兼)会計課長 菅野 昌彦

総務課長 竹谷 敏和

市民経済部長 永澤 雄一

保健福祉部長 内海 啓二

建設部長 佐藤 昇市

市民経済部理事(兼)市民経済部次長(兼)生活環境課長 伊藤 一雄

保健福祉部理事(兼)保健福祉部次長(兼)社会福祉課長 紺野 哲哉

建設部次長(兼)都市計画課長(兼)多賀城駅周辺整備課長 鈴木 裕

市長公室震災復興推進局長 鈴木 学

市長公室参事(兼)市長公室長補佐(行政経営担当) 木村 修

総務部副理事(兼)管財課長 阿部 博光

総務部副理事(兼)地域コミュニティ課長 片山 達也

総務部副理事(兼)交通防災課長 鈴木 典男

市民経済部副理事(兼)市民課長 加川 昭

税務課長 郷家 栄一

収納課長 佐藤 利夫

農政課長(兼)農業委員会事務局長 狩野 正幸

市民経済部副理事(兼)商工観光課長 佐藤 秀業

こども福祉課長 但木 正敏

健康課長 浦山 幸一

介護福祉課長 松岡 秀樹

保健福祉部理事(兼)国保年金課長 大森 晃

教育委員会教育長 菊地 昭吾

建設部副理事(兼)道路公園課長 鈴木 弘章

教育委員会事務局理事(兼)学校教育課長 佐々木 清光

教育委員会事務局副教育長(兼)教育総務課長 鈴木 健太郎

文化財課長 加藤 佳保

教育委員会事務局副理事(兼)生涯学習課長 永沢 正輝

上水道部次長(兼)工務課長 櫻井 友巳

水道事業管理者 佐藤 敏夫

市長公室長補佐(財政経営担当) 萱場 賢一

選挙管理委員会事務局長 長田 健

◎事務局出席職員職氏名

事務局長 伊藤 敏明

参事(兼)局長補佐 吉田 真美

主幹 櫻井 道子

午前 11 時 00 分 開会

● 正副委員長の選任

○伊藤議会事務局長

皆さん、おはようございます。

ただいまから補正予算特別委員会を開会いたします。

初めに、委員長の選任でございますが、委員長が選任されるまでの間、委員会条例第 9 条第 2 項の規定により、年長の委員が臨時に委員長の職務を行うことになっております。したがって、出席委員中、吉田瑞生委員が年長の委員でありますので、御紹介申し上げます。

(吉田瑞生臨時委員長、委員長席に着く)

○吉田臨時委員長

それでは委員会条例に基づきまして臨時に委員長の職務を行いますので、よろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席委員は 18 名であります。定足数に達しておりますので、直ちに特別委員長の選任を行います。

お諮りいたします。特別委員長は、委員長の輪番制という申し合わせにより、総務経済常任委員長がその職務を行うこととなりますので、特別委員長は根本朝栄委員となります。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○吉田臨時委員長

異議なしと認めます。

よって、補正予算特別委員長は根本朝栄委員に決しました。

以上で臨時委員長の職務を終わらせていただきます。

(吉田瑞生臨時委員長退席、根本朝栄委員長席に着く)

○根本委員長

皆さん、御苦労さまでございます。

申し合わせの輪番制によりましてこのたび補正予算特別委員長の重任を拝しました。何分ふなれではございますけれども、委員の皆様、そして当局の皆様の御協力をいただきながら円滑に進めてまいりたいと思います。

また、本日は大震災発生してちょうど7カ月目を迎えました。このたびの補正予算も震災にかかわるものがほとんどでございます。どうか委員の皆様、慎重審議をよろしくお願い申し上げます。

○根本委員長

この際、副委員長の選任を行います。

副委員長の選任については、申し合わせ事項により、委員長の私から指名したいと思いません。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○根本委員長

御異議なしと認め、私から指名させていただきます。

それでは、副委員長には森長一郎委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

● 議案第 58 号 平成 23 年度多賀城市一般会計補正予算（第 6 号）

○根本委員長

これより、本委員会に付託されました議案第 58 号から議案第 63 号までの平成 23 年度多賀城市各会計補正予算の審査を行います。

この際、お諮りいたします。本件につきましては、提出者から提案理由の説明は終わっておりますので、本委員会における審査は、各議案前に各部課長等から説明を受け、次に質疑を行い、討論は本会議で行うこととして省略し、採決いたしたいと思いません。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○根本委員長

御異議なしと認め、さよう決めます。

それでは、まず、議案第 58 号 平成 23 年度多賀城市一般会計補正予算（第 6 号）を議題といたします。

関係課長等から順次説明を求めます。市長公室長。

○菅野市長公室長(兼)会計管理者(兼)会計課長

それでは、平成 23 年度多賀城市一般会計補正予算（第 6 号）の各課長等からの事項別説明に先立ちまして、私の方から本補正予算の概要と特徴について説明をさせていただきますと存じます。

本補正予算は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 97 億 5,298 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 415 億 2,116 万 1,000 円とするもので、過去最大の規模となっております。

その大きな要因といたしましては、東日本大震災発災後鋭意取り組んでおります瓦れきの撤去費用などに対する国庫補助金の概算額が9月7日に交付されたことを受けまして、本補正予算に反映させたことが第一に挙げられます。また、本補正予算では災害対応に係る施設事業の予算不足に対応するほか、新たに被災農家の経営再開、園芸施設の施設復旧などの農業者の支援に意を配するとともに総合体育館、市民プール、山王地区公民館、市立図書館の災害復旧工事などによりまして豊かな市民生活の回復に向けての取り組みを反映させたところでございます。さらに、かねてから懸案となっておりました現行制度下では支援策の講じられておりません一部損壊住宅、被災事業者などに対する支援といたしまして東日本大震災特別調査委員会からの提案も踏まえ被災住宅補助事業、被災事業者再建支援事業の実施に必要な経費も計上してございます。これは、既設予算に計上しておりました住宅リフォーム補助事業を見直ししまして。本市の単独事業として発展的に再構築したものでございます。一方、平成23年度の市税収入に関しましては地方税法の改正に伴う免除額、本市の独自条例の規定による減免額が一定程度把握できましたので本補正予算に市税の減収見込額を計上するとともに、この歳入不足を補うために発行いたします歳入欠陥債を計上することとしたものでございます。

最後になりますが、本日議案第58号関係資料といたしまして一般会計に係る東日本大震災発災後における災害関連経費及びその財源内訳表を集計した資料を配付させていただきました。きょう皆さんのお手元に4種類の資料がございますが、その中の平成22年度一般会計決算災害関連経費の一覧表でございます。平成22年度につきましては決算額ベース、平成23年度につきましては本補正予算が成立した場合の予算額ベースでの災害関連経費として、その財源内訳をまとめたものでございます。議案審議におきまして、本市一般会計における災害対応事業の全体像を把握する資料として参照いただきたいと存じます。それでは、本補正予算の詳細につきまして各担当課長から御説明を申し上げます。

それでは、本補正予算の詳細について、各関係部課長等から御説明を申し上げます。

- 歳出説明

- 1款 議会費

○伊藤議会事務局長

それでは、資料1の60ページ、61ページをお開き願います。

歳出から御説明を申し上げます。

1款1項1目議会費で1,015万3,000円の増額補正でございます。まず、1節の報酬で768万円と3節の職員手当等の247万3,000円の増額につきましては今回の震災による議員の任期延長により4名分の報酬と期末手当を増額するものでございます。

- 2款 総務費

○木村市長公室長補佐（行政経営担当）

2款1項1目一般管理費で267万3,000円の増額補正を行うものです。

説明欄、市長公室の秘書業務48万円は震災等の影響により非常勤職員の時間外手当に不足が生じるため増額を行うものでございます。

○竹谷総務課長

次に、総務課関係 1 総務課庶務事務は 50 万円の増額でございます。これは、議案第 54 号で承認をいただきました学校法人高橋学園に対するあかね保育所指定管理委託料等の返還請求を目的とした不当利得返還請求事件を仙台地方裁判所に提訴するに当たり、その訴訟代理人となつていただく弁護士との委託契約を締結するための着手金等の経費であります。

恐れ入りますが、ここで 33 ページをお願いいたします。第 2 表債務負担行為の補正でございます。表の一番上の段の不当利得返還請求事件に係る弁護士業務委託でございますが、期間を平成 24 年度から本件訴訟事件に係る判決が確定する日の属する年度までとし、限度額は訴訟代理人である契約相手方との協議により決定する額とする債務負担行為を設定するものでございます。この債務負担行為は、本件訴訟事件に勝訴した際に訴訟代理人への成功報酬の支出が年度を越えて行われる可能性があるため設定するものでございます。

それではまた 61 ページにお戻りいただきしたいと思います。

○伊藤市民経済部次長(兼)生活環境課長

次に、生活環境課関係でございますが、1 市民経済部公用車管理事業で 169 万 3,000 円を増額いたすものでございます。11 節需用費 84 万 5,000 円につきましては公用車の燃料費及び修繕費の増額であります。これは公用車の維持管理費用を当初 9 台分と見込んでおりましたが、災害支援車両といたしまして友好都市の奈良市から 4 台及び 2 法人から 2 台計 6 台の車両の寄贈を受けましたことにより増額を行うものでございます。

次の、22 節の補償補てん賠償金 84 万 8,000 円につきましては、本市議会定例会議案第 50 号で議決をいただきました津波により滅失した借用車両に係る損害賠償金でございます。

○片山地域コミュニティ課長

3 目広報広聴費で 57 万 7,000 円の増額です。説明欄 1 の市ホームページ管理運営事業として衛星携帯電話を配備するものでございます。電話使用手数料としまして来年 3 月までの 5 カ月分を、それから衛星携帯電話の購入代をそれぞれ補正するものです。決算特別委員会でも説明いたしました。3 月 11 日に発生しました巨大地震によりまして、NTT の基地局が被害を受けたことにより電話回線が不通となりホームページの発信が不可能となりましたが、今後同じような状況になった場合でも情報発信あるいは受信することができるように整備するものです。

○阿部管財課長

7 目庁舎管理費、説明欄 1 の地域環境保全対策事業、西庁舎改修事業で 190 万 8,000 円の増額でございます。これは地域環境保全対策事業として西庁舎屋上に設置する太陽光発電設備について東日本大震災による電力不足及び地球温暖化防止対策を強く推進するため、設置可能な最大規模の設備を検討した結果、平成 23 年 6 月 30 日付で電気事業法施行規則の一部が改正され太陽光発電設備の一般用電気工作物となる範囲が、これまでの 20 キロワット未満までから出力 50 キロワット未満までのものと拡大されたこと及び設置可能面積等の詳細調査により、当初計画以上の設置が可能となったことから工事請負費を増額することになったものでございます。これにより設置する太陽光発電装置の最大出力は 25.58 キロワットとなる予定でございます。なお、財源は宮城県地域環境保全特別事業補助金を充当する予定でございます。

○木村市長公室長補佐（行政経営担当）

2 款 1 項 8 目企画費で 760 万 5,000 円の増額補正を行うものでございます。

説明欄 1 の地域交通ネットワーク構築事業の説明に入ります前に、この事業の概要について御説明させていただきたいと思っております。本日お配りいたしました追加資料の中で、地域交通ネットワーク構築のための調査事業というタイトルの用紙がございます。A3 の図面がついているものです。そちらを御用意させていただきたいと思っております。

それでは、御説明申しあげます。地域交通ネットワークの調査事業ということで、今回実施します事業の概要をお話し申し上げます。

東日本大震災からの復旧復興に向けまして、循環バスを実証運行しながら交通実態調査や利用意向等の把握を行い本市における交通ネットワークの効率的効果的な実現方策を検討する事業ということでございます。

2 番としまして、本市の状況といたしまして、東部地区におきましては多賀城東部線、汐見台団地線、多賀城臨海循環線、ニューしおナビ 100 円バス、七ヶ浜町民バスぐるりんこが運行されてございます。一方西部地区におきましては、利用者の減少により平成 18 年 5 月で多賀城西部線が廃止となった後平成 19 年 12 月から万葉号が運行していましたが、運行主体でございました多賀城北日本自動車学院の被災により運行を休止しているためバス交通の空白地帯となっております。住民の方からは交通網の確保が求められてございます。また、東部地区と西部地区が一体となった新たな交通ネットワークの構築も求められております。

こういう現状で、今回の事業実施します財源としまして 3 番に記載がありますけれども、平成 23 年 7 月 22 日付で地域公共交通調査事業に被災地特例措置が新設されました。その対象となる特定被災市町村に本市が指定されましたので、その補助金でございまして地方公共交通確保維持改善事業補助金を活用いたしまして事業を進めるものでございます。補助対象経費といたしましては避難所、仮設住宅、病院、商店、公共施設間の移動等、生活交通の確保を具現化するための調査費用ということが補助対象とされております。補助率につきましては 10 分の 10。限度額が 1 年間で 3,500 万円という形です。補助対象期間は本年度から平成 25 年度までの 3 カ年という事業でございまして。

この補助事業を活用しまして市内バス交通のあり方を試験運行を行いながら調査実施していこうというものでございます。次のページをごらんください。

事業期間の 3 年間の予定を掲載してございます。4 番の事業スケジュールですけれども、平成 23 年度は西部地区バスを 12 月 1 日から試験運行を開始予定してございます。便数につきましては平日 1 日 6 便、土日が 4 便で、時計回りと反時計回りを交互に運行する予定としております。運賃につきましては今年度は無料としています。また、バス利用者の状況を把握するために、バス停ごとの乗降調査と利用実態の調査も行っていく予定としてございます。

続きまして、平成 24 年度から平成 25 年度ですけれども、平成 24 年度からは路線バス仕様の車両を用意しまして、4 月から 100 円の有料で試験運行として実施したいと思っております。市内全域を対象としまして交通の公共交通実態や意識の調査、そういったものを行いまして、それを踏まえ住民との意見交換は市民バス事業者、タクシー事業者、交通管理者、道路管理者関係機関で構成いたします地域交通公共会議や、あとは近隣の市町との協議を行いながら既存路線も含めまして見直し等を検討していく予定としております。なお、東部地区につきましては既存路線 5 路線が運行されておまして、民間事業者の路線もございまして、路線が競合しないような慎重な検討が必要だと思っております。

次に、5 番に記載してございますのは、近隣市町の昨年度のバスの運行実績を参考までに記載させていただきました。多賀城と七ヶ浜で共同運行しています東部線につきましては 1 便当たり 8.5 人、塩竈市のしおナビ 100 円バスは 35.8 人、NEW しおナビ 100 円バスが 18.4 人、七ヶ浜町のぐるりんこが 6.2 人という形でございました。なお、参考までに申し上げますと万葉号、昨年度の実績で 1 便当たり 7.5 人、廃線となりました多賀城西部線は 2.7 人という数字でございました。

次のページをごらんいただきたいと思います。次のページに市内のバス路線図が添付してございます。まず初めに、右下の方に凡例がございまして、ごらんいただきたいと思います。今回試験運行いたします路線については赤で表記してございます。七ヶ浜と共同運行している多賀城東部線が黒、ミヤコーバスが運行する多賀城臨海循環線が水色、汐見台団地線が青、七ヶ浜町民バスぐるりんこが黄色、塩竈市の NEW しおナビ 100 円バスが緑で各線を記載してございます。バス停につきましては、今回試験運行する路線のみ表記してございまして、黒丸で表記したのが万葉号のバス停と同じ場所でございます。黒三角が新設するバス停、合計 21 カ所でございます。四角の黒につきましては市内 6 カ所の仮設住宅の場所を表現してございます。今回運行する西部地区のルートにつきましては赤で表記してございますが、万葉号のコースをベースに西部地区 3 カ所の仮設住宅を経由するコースで所要時間は大体 50 分程度と見込んでおります。順路としましては多賀城駅を起点として時計回りと半時計回りを 1 便ごとに交互に運行する予定です。なお、コース設定に当たっては事前に地区の区長に御意見を伺い、御意見をいただいたバス停やコースについてはできる限り反映しているコースとなっております。また、今後の利用状況や道路環境等に応じましてルートやバス停、そういったものを見直しを含めながら試験運行していくという予定でございます。以上が事業の概要でございます。

資料 1、61 ページにお戻りください。ただいま御説明いたしました地域交通ネットワーク構築事業の経費といたしまして 759 万 7,000 円の増額補正を行うもので、その内容はバス運行业務、停留所及び乗降調査のための経費でございます。

恐れ入りますが、ここで 33 ページをお開きいただきたいと思います。第 2 表債務負担行為でバス運行业務委託料を追加するものでございます。ただいま御説明いたしましたバス運行业務を継続するためのもので平成 24 年、平成 25 年度のバス運行业務委託の経費でございます。限度額を 4,349 万円とするものでございます。これは、バリアフリー法に対応した路線バス仕様の小型バスで西部地区の運行を想定した経費を計上してございます。小型バスにつきましてはマイクロバス程度の大きさの車両で 36 人乗り程度の車両を予定してございます。

恐れ入りますが、63 ページをお開きいただきたいと思います。説明欄 2 の土地取引規制関連事務事業は特定財源であります県からの土地利用規制等対策費交付金の交付決定に伴いまして 11 節事業費 8,000 円を増額補正するものでございます。

次に、15 目諸費で 1,237 万 5,000 円の増額補正を行うものです。説明欄、市長公室分の市民表彰事業 161 万 1,000 円は、例年文化センターで行っていた市制施行記念式典が震災のため改修工事を行っておりますので、使用できないので総合体育館で実施することになったことにより必要とする経費を増額するものでございます。その主なものは 11 節印刷製本費で DVD 等の印刷代、12 節通信運搬費で式典で使用するピアノ等の運搬費、14 節賃借料で会場で使用する机いすフロアマット、音響装置等のレンタル費用でございます。

○片山地域コミュニティ課長

次に、地域コミュニティ課分についてですが、1の地区集会所整備補助事業で1,076万4,000円の増額補正です。これは、東日本大震災により被害を受けた市内の地区集会所において6月の補正で13カ所分を補正しましたが、さらに3カ所の集会所の修繕に要する経費が必要となったことなどから、地震保険などによる補てんを除いた全額を市で補助するものです。

○佐藤収納課長

2款2項2目で賦課徴収費で2,453万6,000円の増額補正でございます。これは、東日本大震災による災害被害者に対する市税の減免に関する条例に基づき減免となる法人市民税均等割のうち、平成22年度中に申告納付された172法人の予定納付分2,154万円の還付金と、災害減免以外の通常還付金についても不足が見込まれることから合わせて2,453万6,000円を増額補正するものです。

○加川市民課長

2款3項1目戸籍住民台帳費で895万4,000円の増額補正を行うものでございます。説明1の自動交付機管理事業に要する経費772万1,000円の増額でございますが、14節使用料及び賃借料の自動交付機借り上げ料でございます。これは、東日本大震災の津波により大代地区公民館に設置した自動交付機が水没して使用できなくなったため、61カ月分の借り上げ期間が残っていることから一括払いをするものでございます。

恐れ入りますが、議案第58号関係資料の追加資料をごらん願います。東日本大震災による自動交付機の滅失に伴う借り上げ料でございます。被害のあった機器の設置した施設は大代地区公民館でございます。借り上げ期間は平成22年12月1日から平成28年11月30日までの72カ月間でございます。機器借り上げ額は1,235万3,040円でございます。年間当たり205万8,840円になります。10月分までの支払額は188万7,270円になり、残借り上げ期間61カ月分で1,046万5,770円になります。一括償還による減額分は59万1,608円でございます。これを差し引きますと支払額が987万4,162円でございます。契約では72カ月均等払いになっております。残存価格は発生しておりませんので、相手方の損害は生じないもので、契約内容の変更で一括払いを行うものでございます。

表の下をごらん願います。①の残借り上げ料987万4,162円、②平成23年度予算未執行額215万3,976円でございますが、機器が使用できなくなったため保守点検が必要がなくなったための額129万6,126円、11月から3月までの機器借り上げ料85万7,850円でございます。これを差し引きますと補正予算の計上額が772万186円になり、改め772万1,000円になるものでございます。

恐れ入りますが、また資料1、63ページをお開き願います。説明2の罹災証明書発行事業123万3,000円の増額でございますが、11節需用費消耗品代53万5,000円は印刷機のトナー代などが主なものでございます。印刷製本費22万3,000円は罹災証明書の印刷代でございます。12節役務費の次のページをお開き願います。通信運搬費は47万5,000円は地震被害地区への罹災証明書発行代でございます。

○長田選挙管理委員会事務局長

次に、2款4項3目県議会議員選挙費で203万2,000円の増額でございます。これは東日本大震災により新たに発生する経費を追加するものでございまして、主なものは被災した投票所の代替となる投票所2カ所の借り上げ料のほか、啓発用看板、横断幕、投票所

入場券などの作成経費を補正するものでございます。なお、投票日は11月13日と決定しております。

次に、5目農業委員会委員選挙費で75万9,000円の減額でございます。これは7月11日執行の農業委員会委員選挙が無投票となり、執行経費が確定いたしましたので不用額を減額するものでございます。

● 3款 民生費

○紺野保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

3款1項1目社会福祉総務費で537万円の増額補正でございます。説明欄1の災害時要援護者支援事業は525万円を計上するものでございますが、災害時における要援護者の情報等につき、現在介護福祉課の端末機1台のみで入力あるいは更新等の処理を行っており、また地図情報とのデータ取り込みもできないことからサーバーを1台置きまして社会福祉課、交通防災課など関連する各課において庁内LANを利用したネットワークを構築することで要援護者情報を適切に管理し、また必要時には素早く情報が取り出せることを目指すもので、そのシステム構築のための委託料でございます。

2の社会福祉課庶務事務で12万円の増額補正は、次のページをお願いします。旅費でございますが、秋の叙勲受賞に係るものでございます。

○松岡介護福祉課長

次に、4目老人福祉費で345万円の財源組み替えでございますが、説明欄1、今年度仮設住宅入居高齢者を対象に要介護状態となることを予防するために実施しております元気回復してもらわないで事業が県の補助対象となったことによるもので、県支出金に財源を組み替えるものでございます。

次に、8目介護保険対策費で246万円の増額でございますが、これは説明欄1、介護保険サービス利用料自己負担分減免に伴う国庫補助対象分以外に係る分に対します介護保険特別会計への繰出金でございます。なお、詳細につきましては介護保険特別会計につきまして御説明をさせていただきます。

○大森国保年金課長

次に、9目後期高齢者医療事業繰出金で8万7,000円の増額補正でございます。これは後期高齢者医療特別会計に係る事務費分の繰出金でございます。詳しい内容につきましては後期高齢者特別会計で御説明申し上げます。

○但木こども福祉課長

次に、3款2項5目母子福祉費20節扶助費で126万9,000円を増額補正するものでございます。これは説明欄1の母子家庭自立支援給付金事業における高等技能訓練促進費等事業費補助金におきまして、支給対象者が1名から2名になったことに伴いその給付に係る費用を増額するものでございます。なお、この高等技能訓練促進費等事業費補助金でございますが、母子家庭の母が介護士や介護福祉士等の資格取得のため2年以上養成機関で就業する場合に、就業期間中の生活費の負担軽減のために住民税非課税世帯で月額14万1,000円が支給されるものでございます。

○木村市長公室長補佐（行政経営担当）

3款4項1目災害救助費で1億4,977万1,000円の増額補正を行うものです。説明欄市長公室分の避難所循環バス運行事業は財源組み替えです。これは、地域公共交通確保維持改善事業費補助金の補助対象拡大によるものでございます。

○竹谷総務課長

次に、総務課関係の1、災害救助人件費については県支出金の増額に伴う一般財源との組み替えでございます。

○阿部管財課長

次に、管財課関係ですが、1の被災住宅応急修理事業で9,007万4,000円の増額でございます。これは平成23年度一般会計補正予算（第3号）までに計上いたしました被災住宅応急修理事業において修理件数を1,600件と見込んでおりましたが、申し込み状況から300件分を増額するものでございます。内訳といたしましては、複写機用紙代などに3万8,000円、通信運搬費に3万6,000円、工事請負費として9,000万円でございます。

○紺野保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

次のページをお願いいたします。社会福祉課関係でございます。

1の避難所設置事業は入浴施設の送迎バス使用料に係る財源組み替えでございます。

2の災害救助実施事業は事業に係る事務費分の財源組み替えでございます。

3の被災者総合相談事業で220万円の増額補正は11節需用費で、相談業務に要する複写機用紙代でございます。

4の災害弔意金支給事業で32万2,000円の増額補正は、いわゆる災害関連死について弔慰金の支給を進めていくための災害弔慰金判定委員会の開催経費で、8節報償費19万2,000円は委員4名分、12節役務費12万円は診断書を取り直す必要があった場合の診断書の再作成料でございます。

5の義援金支給事業で47万6,000円の増額補正は、県からの3次配分を想定した経費で封筒印刷代及び郵送料を見込んでおります。

6の仮設住宅管理運営事業で5,669万9,000円の増額補正でございます。1節113万8,000円の増額は仮設住宅の巡回訪問指導を行う非常勤保健師1名分、11節需用費474万4,000円の増額は夜間の安心安全を確保するため仮設住宅の街灯電気代でございます。13節委託料5,065万4,000円の増額は仮設住宅の間にあります通路の舗装、カーブミラー及び街灯などの安全設備の設置等に係るもののほか多賀城中学校及び勤労青少年ホーム跡地の2仮設住宅が追加となりましたこと、それから年末年始等特別の休み及び夜間以外は管理会社により常駐管理としたことによる増額でございます。

● 4款 衛生費

○浦山健康課長

4款1項3目予防費19万5,000円の増額補正でございますが、説明欄1、高齢者インフルエンザに係る予防接種事業で19万1,000円の増額でございます。12節役務費に係るもので、個人票については従来保健衛生推進員が連絡網を通じて個人に送付しておりましたが、今回の津波により地区の連絡網が崩壊したり当該者が転居している状況から津波浸

水地区の申し込みについては一人でも多くの方に接種していただくよう確実に送付するため津波浸水地区について送付するものでございます。

4 目健康増進事業費で 99 万円の増額補正でありますが、健康課分で説明欄 1、健康診査事業で 90 万円の増額でありますが、12 節役務費に係るもので 3 目予防費の高齢者インフルエンザに係る予防接種事業と同じ理由によるものでございます。

次のページをお願いします。

○大森国保年金課長

次に、国保年金課関係でございますけれども、老人保健医療費給付事業で 9 万円の増額補正でございます。これは、支払基金などへの返還金の不足分を補正するものでございます。

○伊藤市民経済部次長(兼)生活環境課長

次に、4 款 2 項 1 目清掃総務費 1 ごみ減量分別促進事業の経費で 900 万円の増額をいたすものでございます。これは 19 節ごみ集積所被災箇所復旧事業費補助金でございます。このたびの津波浸水によりまして、流失するなどして被災した家庭用ごみ集積所施設を復旧する地域に対しまして被災前の原状に復旧する費用を限度といたしまして補助するもので、60 カ所を見込んでおります。

次に、2 目塵芥処理費の塵芥収集業務委託で 1,260 万円の増額でございます。これはこのたびの津波浸水によりまして、塵芥収集運搬業務を委託しております町前 1 丁目に所在いたします協業組合多賀城清掃センターのごみ収集車の全車両 14 台が流失をいたしまして滅失したのを初め、建物、機械及び備品が被災したことにより同センターの復旧のため計上するものでございます。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

次に、4 款 3 項 1 目上水道施設費で 2,434 万 3,000 円の追加補正をするものでございます。これは、本市水道事業に対する水道高料金対策の補助金でございますが、平成 23 年度の地方公営事業繰出金に定める基準に該当することとなったことを受け、水道高料金対策補助金を交付することとするものでございます。なお、水道高料金対策の財源につきましては特定財源として地方債 550 万円のほか残りが一般財源である旨の表記となっておりますが、同補助金の額のおおむね 50%相当する額が基準財政需要額に算入され、同じく 30%に相当する額が特別交付税として措置されることとなっております。したがって、純然たる一般財源の持ち出しといたしましては端数分の 10 万円に満たない部分が、一般財源の最終的な負担になるものと見込んでおります。

続きまして、2 目応急給水費で 1,648 万 4,000 円の追加補正するものでございます。これは、東日本大震災発災後から 4 月 21 日までの間に本市水道事業が実施した災害救助法に基づく応急給水活動に要した経費に対しまして、応急給水活動補助金を交付することとするものでございます。なお、応急給水活動費補助の財源につきましては、その全額について県の災害救助費負担金が該当するものと見込んでおります。

● 5 款 労働費

○佐藤商工観光課長

次のページをお開き願います。5 款 1 項 1 目労働諸費で 2,535 万 5,000 円を増額補正するものでございます。これは、説明欄記載の 1 失業対策事業で、このたびの震災により失

業した方を新たに 16 名、市が直接雇用しようとするもので、既決事業費と合わせまして 55 名を直接雇用するものです。

● 6 款 農林水産業費

○狩野農政課長(兼)農業委員会事務局長

6 款 1 項 3 目農業振興費 4,640 万 9,000 円の増額でございます。説明欄 1 の被災農家経営再開支援事業費 1,808 万 6,000 円でございますが、津波により被災した水田、畑を復旧し農作物の生産が不能になった農業者への経営再開の支援をするための費用でございます。

これは水田 40 ヘクタール、畑 9 ヘクタールその他施設園芸被災農家約 120 名が、6 月 16 日に八幡地域農業復興組合を設立いたしました。この組合において実施する農業用水路の補修整備、圃場のごみの撤去、土づくり、草刈り等の事業費として 1,775 万円を補助するものでございます。なお、需用費、役務費の 33 万 6,000 円はこの事業の申請あるいは報告書作成などの事務費でございます。県経由で国からの補助 100%の事業でございます。

2 の園芸施設生産復旧対策補助事業費 2,832 万 3,000 円でございますが、被災した園芸施設の復旧により園芸作物の生産再開を支援するための費用でございます。被災した園芸施設は鉄骨ビニールハウスなど約 13 棟でございます。被害総額が 3,300 万円でございます。このうち国県が消費税を除く 4 分の 3 を、市が残額の 2 分の 1 の多賀城市園芸施設組合に補助するものでございます。

● 7 款 商工費

○佐藤商工観光課長

7 款 1 項 2 目商工振興費で 1 億 146 万 6,000 円を増額補正するものでございます。まず、説明欄 1 の商店街共同施設設置等補助事業で 550 万円の増額補正を行うものでございますが、これは桜木地区及び大代地区の商店街街路灯の復旧に要する経費を予算の範囲内で補助しようとするものです。桜木地区の街路灯につきましては復旧費を全額国の補助で賄うことになっておりますが、復旧に際して電気使用量の低減及び維持管理コストの削減が図られるよう電球の LED 化を行う費用を市が補助しようとするものでございます。また、大代地区については被災した街路灯が少なく国の補助対象とならなかつたため復旧費の全額を市が補助し、また復旧する街路灯の LED 化も同じく図ろうとするものでございます。

次に、説明欄 2 の住宅リフォーム補助事業で 1,000 万円の減額補正を行うものですが、これは当初景気対策事業として予定しておりましたが、東日本大震災に伴い建設業界は市内外の復旧需要の増大により一般的なリフォーム事業をこなすだけの余力がないこと及び 8 款で御説明いたしますが、一部損壊の被災住宅補助事業を実施するため住宅リフォーム事業を取りやめるものでございます。

次のページをお開きください。

3 の中小企業等経営再建事業で 257 万 6,000 円の増額補正を行うものでございますが、これは東日本大震災により店舗や事務所を失った中小企業の事業者向けに中小企業整備機構が建設する仮設店舗、事務所の用地として借り上げようとするものです。面積は 2,000 平方メートル程度を予定しており、仮設店舗、事務所の軒数としては 10 軒から 20 軒を予定しております。なお、設置期間は 3 年間で予定しております。

ここで、恐れ入りますが、33ページをお開きください。第2表債務負担行為補正の最後の行でございますが、仮設店舗等用地借り上げ料として平成24年度から平成26年度まで限度額を1,593万4,000円と定めるものでございます。

75ページにお戻りください。説明欄4の被災事業者再建支援事業で1億339万円の増額補正を行うものですが、これはこのたびの東日本大震災により被災した事業者に対して被災事業者再建支援事業補助金を交付する事業でございます。

事業概要を資料で御説明いたします。資料2、19ページをお開きください。まず、1番の補助対象事業者ですが、このたびの東日本大震災で市内で被災した事業者で復旧費用に50万円以上要した方が対象となります。既に復旧した方も原則的に対象となります。また、このたびの補助は震災後何らの支援も受け取っていない事業者を対象としますので、被災者生活再建支援制度や住宅応急修理制度などの公的支援を受けた方は対象外となります。補助金額ですが、復旧に要した費用が50万円以上100万円未満の方は5万円、100万円以上の方は10万円となります。実施期間は11月1日から平成23年度いっぱいを予定しております。予定事業所数ですが、市内事業所約1,800軒のうち1,000軒ほどが対象になると考えております。提出書類は記載のとおりですが、申請書についてはなるべく簡便なものにする予定でございます。申請から交付までのフローでございますが、申請書の受け付けは多賀城七ヶ浜商工会に緊急雇用事業の制度を使い委託することにしております。多賀城七ヶ浜商工会で申請書類を受け付け審査をしていただき、商工観光課で公的支援を受けたかどうかのチェックをした上で補助金の交付手続を行うこととなります。

75ページにお戻りください。被災事業者再建支援事業の主な費用ですが、13節委託料の320万円は多賀城七ヶ浜商工会への受け付け事務の委託料です。19節負担金補助及び交付金の1億円は被災事業者再建支援事業補助金1,000件分です。

● 8款 土木費

○鈴木道路公園課長

次に、8款2項3目道路新設改良費で1,650万円の増額補正を行うものでございます。説明欄1、新田南錦町線道路改築事業単独でございます。17節土地購入費で180万円の増額で道路残地1筆約75平方メートルでございます。説明欄2、南宮北福室線道路改築事業単独でございます。17節土地購入費1,470万円の増額で道路残地3筆約640平方メートルでございます。両事業とも地権者との用地交渉が調ったことによるものでございます。3、第1下馬踏切拡幅事業につきましては財源組み替えでございます。

次に、8款4項2目街路事業費で114万円の減額補正を行うものでございます。説明欄1、都市計画道路史都中央通線道路改築事業につきましては財源組み替えでございます。説明欄2、放置自転車対策事業13節委託料施設維持管理業務委託料35万円の減額補正でございます。説明欄3、多賀城駅前自転車等駐車場管理事業。次のページをお願いいたします。13節委託料施設維持管理等業務委託料で79万円の減額補正でございます。両事業とも東日本大震災により仙石線が不通になったことから委託期間を短縮したことによる不用額の減額でございます。

3目公園費で説明欄1、公園維持管理事業、2、あやめ園管理事業ともに財源組み替えでございます。

○鈴木建設部次長(兼)都市計画課長(兼)多賀城駅周辺整備課長

次に、5目下水道事業特別会計繰出金8,651万4,000円の増額補正でございます。詳細は下水道特別会計において御説明申し上げます。

次に、8款5項2目住宅環境整備費で7,185万円の増額補正ですが、その内訳は説明欄1の木造住宅耐震改修補助事業です。これまでの同事業については一般と避難弱者に区分し、一般の場合には補助率3分の1、上限30万円、避難弱者の場合には補助率2分の1上限45万円としていたものを県が新たに一般に対しても補助金を交付することとしたもので、19節の負担金補助金及び交付金の3番目に記載してございますが、多賀城市木造住宅改修工事促進助成補助金として制度を統一したものでございます。これは一般と避難を区分なく2分の1の補助率で上限45万円まで補助するというものでございます。さらに、耐震改修工事とあわせて一部修繕、補修、模様替え等の工事を10万円以上実施した場合には上乘せ補助という形で最大55万円、合わせて最大55万円補助金とするものでございます。したがって、当初避難弱者分は5件分45万円で225万円、一般分が5件分30万円で150万円を減額し新たに10件分55万円で550万円を計上し差し引き175万円を増額補正するものでございます。

次に、説明欄2の被災住宅補助事業で7,010万円の増額補正でございます。先ほど、商工観光課から説明がありました7款1項2目の被災事業者再建支援事業に対するいわゆる住宅版ということになりますが、東日本大震災により被災した一部損壊の住宅所有者に対して補修工事を助成する事業でございます。

ここで、資料2の20ページをお開きください。多賀城市一部損壊住宅補修工事業補助金について御説明申し上げます。1の対象となる住宅所有者ですが、義援金、生活再建支援及び応急修理制度による何らかの支援を受けている津波地区以外で罹災証明による一部損壊の判定を受け修理費用に50万円以上を要した方が対象となります。

次に、2の補助金額ですが、左の19ページなのですが、被災事業者支援事業と同様修理費が50万円以上100万円未満の場合は5万円、100万円以上が10万円となります。3の実施期間も同様に11月1日から今年度いっぱいとなります。次に、4の予定戸数ですが、対象住宅が約4,200戸のうち1,200件を見込んでおります。5の提出書類及び6のフローについては記載のとおりですが、申請者にとってできるだけ簡便にスムーズに手続が実施できるように対応してまいりたいと考えております。

それでは、資料1の77ページにお戻りください。主な経費ですが、交付決定等の通知に要する費用として12節役務費10万円、19節補助金として7,000万円の計上でございます。

○根本委員長

ここでお昼の休憩といたします。再開は1時です。

午前 11時 57分 休憩

午後 1時 00分 開議

○根本委員長

再開いたします。

皆さんにお願い申し上げます。本日10月11日は、東日本大震災からちょうど7カ月目となります。つきましては、14時46分の庁内放送に合わせまして本委員会におきましても黙祷をささげたいと思いますので、御協力のほどどうぞよろしくお願い申し上げます。

また、暑い場合は上着を脱いで結構ですので、よろしくお願い致します。

● 9款 消防費

○鈴木交通防災課長

それでは、資料ナンバー1の76ページをお開きいただきます。

9款1項1目非常備消防費で833万1,000円の補正増ですが、まず11節需用費56万2,000円ですが、これは震災により流失した消防団資機材の補充として長靴、バリケード、ヘルメット、雨がっぱ等を購入、配備するものでございます。

次のページをお願いいたします。18節備品購入費206万9,000円ですが、これも震災により流失、破損した消防団資機材の補充として防火衣、ボート、ワイヤレスメガホンを購入、配備するものでございます。19節負担金補助及び交付金570万円ですが、これはこのたびの震災のため東北3県で殉職した消防団員が253人になっており、膨大な補償が必要となりました。通常の負担金収入では大きく不足するため、政令の一部改正により今年度に限り全国の市町村に追加の負担金を求められたものでございます。多賀城市では追加負担金団員1人当たり2万2,800円で定数250を掛けて570万円となるものでございます。なお、この分は特別交付税により市町村に措置されることとなっております。

次に、2目消防施設費で1,439万5,000円の補正減ですが、説明欄1、消防水利維持管理事業の15節工事請負費800万円、これは防火水槽の撤去工事八幡2丁目5番29号地内、ちょうど防衛施設局アパートの向かい側になりますが、建物の下に防火水槽がございまして。ここの所有者から現在の家屋を取り壊し土地を再利用したいので撤去してほしい旨の申し入れがあったものでございます。なお、この付近には他の防火水槽や消火栓が設置されておりますので、消防水利の基準としては支障はないことを申し添えます。

2、消防団資機材等拡充事業2,239万5,000円の補正減ですが、これは歳入でも御説明いたしますが、例年県から交付される石油貯蔵施設立地対策等交付金を活用して消防団のポンプ自動車や資機材を購入して各分団に配置するための予算措置でございました。しかしながら、今回の東日本大震災で塩釜地区消防事務組合のポンプ自動車と救助工作車計2台が被災し、稼働不能となりました。2市3町の防災基盤である常備消防力の早急な復旧を図ることが必要なことから、本来構成市町に交付される同交付金を今年度限りの緊急措置として同組合へ重点配分することとなったため補正減するものであります。これに伴って歳入も補正減するものであります。

次に、3目災害対策費で662万8,000円の補正ですが、まず12節94万円は震災により使用不能となった防災行政無線機38台の免許申請及び試験調整の手数料でございまして。18節備品購入費568万8,000円は、震災により使用不能となった防災行政無線機38台の購入費が671万5,000円ですが、6月補正で購入したトランシーバーの執行残が102万7,000円でございますので、差し引き568万8,000円の補正増となるものでございます。

● 10款 教育費

○鈴木副教育長(兼)教育総務課長

次に、10款1項2目事務局費で78万7,000円の増額でございまして。これはさきの議案52号及び議案53号で御承認いただきました津波で滅失した学校給食センター及び大代地区公民館で使用していた公用車2台の損害賠償金でございまして。

○佐々木学校教育課長

続きまして、10 款 1 項小学校費 2 目教育振興費ですが、20 節扶助費で 909 万 3,000 円の増額をお願いするものでございます。次の 80 ページ、81 ページをごらん願います。これは要保護、準要保護児童に対する就学援助制度の経費でございまして、対象児童数の増加によるものでございます。平成 23 年度当初 259 名の見込みでありましたが、東日本大震災等により認定児童数が 170 名増加し 429 名と見込まれるものであります。金額的には説明欄 1 記載のとおり学用品、修学旅行費、校外活動費、学校給食費及び医療費で計 909 万 3,000 円の補正増となるものでございます。

次の、10 款 3 項中学校費 2 目教育振興費ですが、20 節で 741 万 5,000 円の増額をお願いするものでございます。これはさきに説明いたしました小学校費と同様でありまして、対象生徒の増加によるものでございます。平成 23 年度当初で 160 名の見込みでありましたが、東日本大震災等により認定児童数が 98 名増加し 258 名と見込まれるものであります。

○永沢生涯学習課長

4 項 1 目社会教育総務費 8 節報償費 13 万 2,000 円の増額補正です。昨年まで岐阜県で開催されておりました全日本実業団対抗女子駅伝競走大会がことしから本県で開催されることになりました。開催日は 12 月 18 日、コースは松島仙台を結ぶ 42.195 キロで本市は国道 45 号を通過することになりました。これまで、通過する市町村が 1 位から 3 位までのチームの選手に土産品などの副賞を提供していたことを受け、これに倣い今回通過する五つの市と町及び県が副賞を提供することとしたいので、報償費の増額を計上するものでございます。

○加藤文化財課長

次に、9 目埋蔵文化財調査センター費で 3,932 万 9,000 円の増額補正でございます。説明欄 1 の埋蔵文化財緊急調査事業（補助）で 2,336 万 6,000 円の増額補正は震災により被災した家屋の再建に伴う発掘調査が 8 月以降徐々に増加してきたことから、それに伴う増額補正を行うものでございまして、被災家屋解体工事進捗状況や建設関係事業者の現状を踏まえ月 5 件程度の発掘調査を見込んでおります。その主なものは発掘作業員等に係る 7 節賃金、バックホー等の機械借り上げに係る 14 節使用料及び賃借料でございます。

次のページをお願いします。2 の埋蔵文化財調査受託事業で 1,596 万 3,000 円の増額補正は、宅地造成等の開発行為件数の増加に伴う発掘調査の増加が見込まれることから増額補正を行うものでございます。その主なものは消耗機材等に係る 11 節需用費、バックホー等機械借り上げに係る 14 節使用料及び賃借料でございます。

○永沢生涯学習課長

5 項 1 目保健体育総務費 13 節委託料 262 万 5,000 円の増額補正は多賀城市民スポーツクラブ指定管理料の増額でございます。説明欄 1、市民テニスコート管理運営事業で 153 万 5,000 円の増額は、11 月からの一般開放に伴いまして光熱水費及び非常勤職員人件費が増額となるものでございます。なお、仮設住宅隣接地に伴いまして日中のみの利用となります。2、市民プール管理運営事業で 109 万円の増額補正です。市民プールは被害を受けておりますためいまだ休館中ですが、設備機器のメンテナンス等のためプール内の水を定期的に循環しております。これに伴い指定管理料の光熱水費に不足を生じますことから、委託料を増額するものでございます。

● 11 款 災害復旧費

○竹谷総務課長

次のページをお願いします。11款1項1目一般災害復旧費で86億2,078万2,000円の増額補正をするものであります。説明欄総務課関係ですが、1、災害復旧派遣職員受入事業は608万6,000円の増額でございます。これはこのたびの震災に係る災害復旧業務を迅速に行うに当たり建築士の資格を有する職員が不足することから、地方自治法第252条17の規定に基づき全国の他の自治体から長期的に派遣支援を受けるための経費でございます。なお、人数は1名分で期間は11月から今年度末までであり、配属は総務部管財課を予定しております。身分については、派遣元の自治体に在籍したまま本市職員の身分をあわせ持つこととなる併任発令を行います。これらの補正予算を御承認いただきますと、既に8月から市民経済部生活環境課で支援をいただいている神奈川県横浜市からの2名を含め、いわゆる自治法派遣と言われる他自治体からの派遣は合計で3名となります。経費の内訳ですが、3節職員手当等の74万円は多賀城市職員の給与に関する条例に基づき支給することとなる派遣受け入れ期間中の災害派遣手当であります。9節旅費21万7,000円は、派遣元自治体から本市への赴任及び派遣元へ戻るための交通費等であり、12節及び14節については派遣期間中に住んでいただくアパートの借り上げ料等であります。19節の自治法派遣職員負担金の449万2,000円は、派遣期間中の当該職員の人件費については地方自治法により本市で負担することとなるため派遣元の自治体に負担金として支出するものであります。なお、これら自治法派遣に関する本市が負担する経費については、所要の特別交付税措置が講じられることとなっております。

○鈴木交通防災課長

次に、交通防災課関係ですが、災害復旧対応事業で11節需用費のうち消耗品費92万3,000円は、このたびの震災後各方面から全部で9台の車両が寄贈されましたが、それらの冬用タイヤの購入等でございます。次の、修繕料19万5,000円は震災でふぐあいが生じていました第6分団ポンプ置き場シャッターの修繕でございます。12節役務費28万1,000円と27節公課費3万円は、寄贈されました車両に係る法定点検手数料、損害保険料、自動車重量税などでございます。なお、寄贈された車両は今後各部に配置されますので、来年度からの必要経費は各部で計上することとなります。

○伊藤市民経済部次長(兼)生活環境課長

次に、生活環境課関係でございます。1 災害廃棄物回収事業に係る増額補正でございます。

資料で御説明しますので、資料ナンバー2を御用意願います。資料ナンバー2の21ページをお願いいたします。これは、環境省所管の災害等廃棄物処理事業に係る国庫補助事業の概要についての説明資料でございます。1の平成22年度分を含みます平成23年度分の補助事業費でございます。大きな区分といたしまして災害廃棄物を多賀城市が主体となって処理する分と、それから2次仮置き場等に係る処理を宮城県に委託する分がございます。

まず(1)の多賀城市分といたしましては、平成23年度事業費が139億5,948万7,000円で、このうち国費は122億2,588万1,000円となり、補助率は87.58%となっております。なお、この補助率は8月に国に概算交付申請時の内示割合でございます。

(2)の県委託分につきましては25億8,500万円で県より提示されております。なお、県委託分は県の指示によりまして現時点では補助率100%で積算いたしております。

以上合計いたしまして、平成22年度分を含む平成23年度環境省補助対象事業費は165億4,448万7,000円で、このうち148億1,088万1,000円が国費でございます。

2の事業期間及び総事業費は平成23年度から平成25年度までの3カ年の災害廃棄物処理としておりますので、平成25年度までで概算事業費としましては205億2,327万9,000円、県委託分を119億8,500万円、合計で325億827万9,000円を見込んでおります。

3の事業費の算定であります。1の多賀城市内から発生する災害廃棄物の総量は、本年6月定例会におきまして御説明申し上げておりますとおり環境省推定値の61万2,000トンとしております。この推定値は、環境省が航空写真に基づき津波被害を受けました地域の面積と建築物1棟当たりの平均値をもとに、これに地震被災地域の状況を加味して推定されたものでございます。なお、概算総事業費を割り返しますと1トン当たり5万3,000円となっております。

(2)の補助事業の本市主体分の主な内訳といたしましては、津波で漂着した瓦れき、流入土砂の収集運搬、道路上をふさいでいる瓦れきの除去、水田への津波のごみ収集、それから1次仮置き場の設置運営中間処理、津波、地震による被災家屋の撤去、被災自動車等の収集保管及び避難所等の仮設トイレのし尿収集などでございます。

(3)は、災害廃棄物処理の流れであります。その概要を申し上げますと被災地から回収いたしました瓦れき等収集運搬され、本市が設置いたします仮置き場からは可燃系混合廃棄物の一部を山形県米沢市の最終処分場へ運搬し処分します。それ以外のほとんどのものは中間処理施設へ運搬をいたします。資源として利用できるもの、再使用できるものにつきましては可能な限りリサイクルに回したり、有価物につきましては売却をいたします。建設地の2次仮置き場への搬出までは中間処理施設で分別及び圧縮こん包し、処理が困難な廃棄物については最終処分場へ搬出をし、県が設置する2次仮置き場では主に焼却処理を実施することとなっております。

4の、今回の補正予算の財源措置であります。⑴前回、第2回定例会で計上した補助率は85%で積算補助裏を歳入欠陥債で賄っておりました。⑵の今回提出した歳入補正額は、内示補助率に合わせまして平成22年度も含み87.58%で積算をいたしております。なお、歳入欠陥債は平成23年度分の補助裏を計上しております。⑶の今回の補正後の歳入額は、国庫補助金で県委託分を合わせまして148億1,088万1,000円、補助裏分を歳入欠陥等債で16億3,890万円を計上しております。

次の、22ページは災害廃棄物の処理フロー案でございます。図の左枠の仮置き場から右枠の中間処理施設へ、さらには下から2枠目の2次仮置き場へ、そして一番下枠の最終処分場へと廃棄物の種別ごとにフローであらわしたものでございます。上段が津波堆積物を除いたものの処理フロー、中段が津波堆積物に係る処理フローでございます。基本的には再分別をし、リサイクルできるものはリサイクルへ、焼却せざるを得ないものは圧縮こん包し、コンパクト化し保管後2次置き場へ搬出いたします。以上で、資料2の説明を終わります。

資料1の85ページにお戻り願います。今回の災害廃棄物回収事業の補正でございますが、ただいま御説明いたしました環境省推定値の61万2,000トンの廃棄物処理に要する事業費の追加と県委託分の2次仮置き場等の業務委託分の追加補正で、1の災害廃棄物回収事業といたしましては45億1,286万4,000円を計上するものでございます。その内訳といたしまして、まず被災車両撤去業務委託料といたしまして2,000台分の3,000万円、災害廃棄物処理業務委託料といたしまして18億8,253万4,000円、それから仮置き場設置業務委託料といたしまして1,533万円、県2次仮置き場処理等業務委託料としまして25億8,500万円でございます。

次に、2の仮設トイレ管理事業につきましては国庫補助率の変更に伴いまして財源組み替えを行うものでございます。

次に、3の被災家屋解体事業40億40万3,000円の増額であります。13節被災家屋等解体業務委託料といたしまして、被災家屋1,730棟、被災ブロック塀等で1,390件分、41億25万円を計上するものでございます。以上でございます。

○鈴木建設部次長(兼)都市計画課長(兼)多賀城駅周辺整備課長

次に、都市計画課関係ですが、災害廃棄物撤去事業については国庫支出金等への財源組み替えでございます。

○但木こども福祉課長

次に、11款2項1目民生施設災害復旧費11節需用費で65万円を増額補正するものでございます。説明欄のこども福祉課関係1の保育所災害復旧事業47万3,000円は、次のページをお願いいたします。今回の震災によりあかね保育所の建物の一部が破損したため、その修繕に係る費用を増額するものでございます。

○松岡介護福祉課長

次に、介護福祉課関係ですが、説明欄1、老人福祉施設災害復旧事業17万7,000円の増額でございますが、これは震災によりまして破損いたし応急補修をしておりましたシルバーヘルスプラザ集会施設の窓ガラスの修繕料でございます。

○狩野農政課長(兼)農業委員会事務局長

11款3項2目の農地災害復旧費でございますが、これは農地災害復旧事業の災害廃棄物処理費の補助率が85%から87.5%にアップしたための財源組み替えでございます。

○鈴木道路公園課長

次に、11款4項1目道路橋梁災害復旧費で4,000万円を増額補正を行うものでございます。説明欄1、道路等災害復旧事業13節委託料道路等災害復旧設計業務委託料2,700万円の増額でございます。これは、被災した道路等の災害査定及び工事発注に係る設計に要する費用で津波浸水区域26路線の道路災害設計業務でございます。16節原材料補修用原材料費1,300万円の増額でございます。主なものは、砕石、アスファルト合材、側溝ふた等でございます。

○永沢生涯学習課長

次のページをお願いいたします。5項2目保健体育施設災害復旧費2,674万3,000円の増額補正です。説明欄1、総合体育館、2市民プールはいずれも震災による施設の災害復旧に係る工事管理業務委託料及び工事請負費に係る増額でございます。

3目社会教育施設災害復旧費で1,445万円の増額補正です。説明欄、山王地区公民館、市立図書館はいずれも震災による施設の災害復旧に係る工事管理業務委託料及び工事請負に係る増額でございます。今回の補正予算計上によりまして被災しました生涯学習課所管の6施設、これは文化センター、山王、大代両地区公民館、市立図書館、総合体育館、市民プールの災害復旧に関する予算措置がなされたことによります。建築物の災害復旧調査設計が相当立て込んでいり遅延が認められておりますけれども、引き続き来年4月からの再開を目指して取り組んでまいります。

- 13 款 諸支出費

- 紺野保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

13 款 2 項 1 目災害援護資金貸付金で 3 億 84 万円の増額補正でございます。13 節委託料 84 万円は、貸付金の回収業務に係るシステム構築経費でございます。21 節貸付金 3 億円は年度末までの貸付見込み 150 件分の増額でございます。本年 6 月定例会の 4 号補正におきまして、申請件数の増加を見込んで 3 億円の増額補正をお認めいただいたわけですが、その後も申請件数が増加しておりまして、資金需要に対応するため、さらに 3 億円を増額補正するものでございます。

- 14 款 国庫支出金

- 萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

次のページをお願いいたします。14 款 1 項 1 目予備費で 5,000 万円の増額補正をするものでございます。予備費につきましては第 2 回定例会で可決されました一般会計補正予算第 3 号において 5,000 万円を増額し、総額 9,726 万 6,000 円としていたところですが、本補正予算案提出時点で既に 8,718 万 3,301 円、繰り返しますが、8,718 万 3,301 円を執行し、未執行額が 1,007 万 7,699 円となっております。執行額が多くなっている原因といたしましては、11 款災害復旧費における予算不足、特に職員人件費関係が大きな割合を占めておりますが、これは 11 款内での職員人件費関係の流用不可能であり予備費からの充用によらなければ対応することができなかつたことなどが挙げられます。今後において災害関係経費などの不足が生じた場合、あるいは不測の事態に緊急に対応しなければならぬ場合などが出てきた際に、現在の未執行額では対応が困難となることも十分に考えられますので、予備費の増額補正をするものでございます。以上で歳出の説明を終わらせていただきます。

- 歳入説明

- 1 款 市税

- 根本委員長

済みません、今雑音が入っているものですから、申しわけございません。

続行します。順次説明を求めます。

- 郷家税務課長

それでは、歳入について御説明いたします。

資料 1、38 ページをお開き願います。1 款市税で 22 億 112 万 4,000 円の減額補正でございますが、今回の市税の補正の全体像を一覧表にした資料、追加資料でございます。税目別補正額内訳一覧表をお配りいたしておりますので、御参照いただきますようお願いいたします。

まず、1 項 1 目個人市民税で 2 億 9,393 万 1,000 円の減額でございます。これは東日本大震災による災害被害者に対する市税の減免に関する条例に基づき減免となる個人の市民税に係るもので、減免の対象者を 5,800 人、税額では均等割、所得割合を併せて 2 億 9,393 万 1,000 円の減額を見込んでおります。一覧表では個人市民税の条例減免の欄の数値でございます。

次に、2目法人市民税で8,439万2,000円の減額補正でございます。こちら東日本大震災に係る法人市民税均等割の減免によるものでございます。減免の対象となるのは624法人、税額で1億593万円を見込んでおりますが、そのうち本年度分で減免される452法人分の均等割分につきまして減額するものでございます。一覧表では法人市民税の条例減免の欄の数字でございます。

次の40ページをお願いいたします。2項1目固定資産税で15億4,298万4,000円の減額補正でございます。これも東日本大震災に係る課税免除及び減免によるものでございます。

初めに、課税免除についてでございますが、東日本大震災の被災者の税負担の軽減のため、4月に地方税法が改正され、津波により甚大な被害を受けた区域として市町村長が指定する区域内に所在する土地及び家屋については、今年度分の固定資産税及び都市計画税は免除することとされました。本市におきましては、津波により被害のあった長期避難区域と浸水のあった水田地区を課税免除区域に指定しております。一覧表の固定資産税課税免除の欄をごらんください。土地に係る課税免除額は5億1,841万8,000円、家屋に係る課税免除額は6億7,109万6,000円で、合わせて11億8,951万4,000円となっております。また、課税免除のほか条例による被害程度に応じた減免では、土地については450件分、1,862万円、家屋につきましては840件、1,717万6,000円を見込んでおります。償却資産につきましては条例による減免額を3億8,274万4,000円計上しておりますが、これは市内の3分の2の償却資産に被害があったものとして見込んだものでございます。なお、償却資産については課税免除の制度はございません。

また、予算編成の時期との兼ね合いから地目の変更や新築住宅の建設など見込み切れない部分がありましたことから、課税免除や減免の影響を除いて当初予算と比較いたしますと、土地では2,438万6,000円、家屋では3,308万7,000円、償却資産においては759万7,000円ほど増額となっております。これによりまして、固定資産税全体では15億4,298万4,000円の減額となったものでございます。

次に、3項1目軽自動車税で903万5,000円の減額補正でございます。これは、当初予算で4輪乗用自家用9,396台、4輪貨物自家用を2,031台と見込んでおりましたが、震災の影響により1,357台減少し、それぞれ8,240台、1,830台となったもので、903万5,000円を減額するものでございます。一覧表では一番下の軽自動車税の欄に記載しております。

次の、42ページをお願いいたします。5項1目都市計画税でございますが、2億7,078万2,000円の減額補正でございます。こちら一覧表の都市計画税の欄をごらんください。先ほど説明いたしました固定資産税の土地及び家屋と同様でございますが、課税免除額が2億7,586万5,000円、条例減免額が759万1,000円、当初予算比増額分が1,267万4,000円で、都市計画税全体では2億7,078万2,000円の減額となったものでございます。一覧表の右下の市税補正額でございますが、市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税を合わせまして、22億112万4,000円の減額となるものでございます。

なお、課税免除分と条例減免分を合わせた22億6,983万3,000円、この表ですと網かけの部分でございますが、こちらが後ほど御説明いたします歳入欠陥債の対象額となるものでございます。

- 10款 地方交付税

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

続きまして、10款1項1目地方交付税で6,630万円の減額補正をするものでございますが、これは普通交付税の交付額が決定されましたことを受け、現計予算額との差額を補正するものでございます。なお、交付決定日は8月5日で同日付で宮城県知事から通知があったものでございます。今回交付決定額が予算額を下回った理由といたしましては、基準財政収入額の算定額と、本市における基準財政収入額の見込み額との乖離が大きかったことが挙げられます。より具体的に申し上げますと、基準財政収入額の算定項目のうち市民税所得割の算定額が本市で見込んでいた額よりも大きくなったことが主な要因であるととらえております。この市民税所得割の算定は全国の平均値である単位税額を用いることとなっており、この値が前年度と比較して大きく伸びることとなったものでございます。その結果、基準財政収入額全体の算定額も本市の見込み額よりも大きくなりこのことにより基準財政需要額と基準財政収入額との差額である普通交付税の交付基準額が、本市の見込んでいた額よりも小さくなることとなったものでございます。以上によりまして、平成23年度分の普通交付税の額は27億370万円となり、前年度と比較しまして2,938万2,000円、率にして1.1%の減となっております。また、普通交付税の交付決定額が現計予算額を下回ったことにより、歳入予算額に不足が生じることとなりますが、これに対しましては財政調整基金繰入金を増額により当該不足額を補てんすることとしております。

この際、議案書作成時期との関係もございましたので、本補正予算に反映させることができなかつたものではあります。9月20日に決定され同日付で交付されました特別交付税の第2回特例交付について紹介させていただきたいと思っております。本市に対する第2回特例交付は5億3,520万1,000円でございます。第1回特例交付の2億7,930万円と合わせますと現時点での特例交付額は合計で8億1,450万1,000円となります。第2回特例交付の算定経費につきましては第1回特例交付で補足できなかった震災による人的被害住家被害などを算定基礎とする経費、それと、今補正予算の歳出で御説明申し上げました消防団員等公務災害補償等基金の災害補償に係る掛け金の追加負担に関する経費となっております。なお、第2回特例交付に係る歳入につきましては次回以後の補正予算において予算化させていただきたいと存じます。以上です。

- 13款 使用料及び手数料

- 鈴木道路公園課長

次に、13款1項1目土木使用料で160万円の減額補正を行うものでございます。説明欄1、自転車等駐車場使用料、これは多賀城駅前の有料駐輪場のことでございます。東日本大震災等により仙石線の不通により160万円の減額になる見込みになったことによるものでございます。

- 14款 国庫支出金

- 但木こども福祉課長

次のページをお願いいたします。14款2項1目民生費国庫補助金4節母子福祉補助金で95万1,000円を増額補正するものでございます。説明欄1の高等技能訓練促進費等事業費補助金で95万1,000円を増額でございますが、これは歳出でも御説明申し上げましたとおり、同補助金の対象者が1名増員になったことに伴い計上済額との差額を補正するものでございます。

- 佐々木学校教育課長

続きまして、14 款 2 項 3 目教育費国庫補助金 1 節小学校費補助金でございますが、4 万 4,000 円を増額するものでございます。歳出の扶助費 80 ページ、81 ページで御説明いたしましたが、就学援助制度の中で要保護児童生徒に対する補助金の増額分として、修学旅行分説明欄 1 の 1 万 4,000 円 1 名分の増、同じく医療費の説明欄 2 の 3 万円、5 名見込み増を増額するものでございます。

次の、14 款 2 項 3 目教育費国庫補助金 2 節中学校費補助金で、13 万 1,000 円を減額するものでございます。就学援助制度自体では歳出で御説明したとおり増となりましたが、この中で要保護生徒の修学旅行分が説明欄 1 記載のとおり当初 13 人分 72 万 4,100 円を見込んでいたところ、7 人分、46 万 2,988 円となったため差し引き 4 人分の支出に対する補助金 2 分の 1、10 万 1,000 円が不用減となるものです。

○加藤文化財課長

次に、4 節社会教育費補助金で 1,168 万 3,000 円を増額補正するものでございますが、これは先ほど歳出で御説明いたしました被災家屋の再建に伴う市内遺跡発掘調査に係る補助金でございます。

○永沢生涯学習課長

次のページをお願いいたします。5 節文教施設災害復旧費補助金で 2,533 万 2,000 円を増額補正です。説明欄 1、社会教育施設災害復旧費補助金は震災により被災した施設のうち山王地区公民館、市立図書館、総合体育館、市民プールに係る災害復旧工事に係ります補助金でございます。

○伊藤市民経済部次長(兼)生活環境課長

4 目衛生費国庫補助金 2 節災害廃棄物処理事業費補助金 81 億 4,956 万 6,000 円の補正増でございます。これは歳出で御説明申し上げました災害廃棄物処理に係る市自主事業分 55 億 6,456 万 6,000 円及び県事業分 25 億 8,500 万円の増でございます。

○鈴木交通防災課長

次に、5 目 2 節消防防災施設災害復旧費補助金で 798 万 8,000 円の補正増でございます。これは消防団第 6 分団ポンプ置き場修繕、既存の防災広報装置の修繕、津波により流失した防災行政無線機購入、この 3 点それぞれに係る国庫補助金 3 分の 2 で 798 万 8,000 円でございます。

○木村市長公室長補佐(行政経営担当)

3 節地域公共交通確保維持改善事業費補助金で 1,124 万 9,000 円を増額補正を行うものです。これは、説明欄 1、地域公共交通確保維持改善事業費補助金は歳出で説明いたしました 2 款 1 項 8 目地域交通ネットワーク構築事業、3 款 4 項 1 目避難所循環バス運行事業、入浴施設送迎バスに対応した補助制度創設に伴う増額補正でございます。

● 15 款 県支出金

○紺野保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

次のページをお願いします。15 款 1 項 1 目 6 節災害救助費負担金で 1 億 4,900 万 4,000 円を増額補正でございます。これは、歳出 3 款 4 項 1 目で説明いたしました市長公室の避難所巡回バス運行事業及び総務課の災害救助人件費の組み替え財源に充当するほか、主なものとして管財課の被災住宅応急修理事業に 9,000 万円を、社会福祉課の仮設住宅管理運

営事業に 2,403 万 8,000 円を充当し、また 4 款 3 項 2 目市長公室の応急給水活動費補助金に 1,648 万 4,000 円をそれぞれ充当するものでございます。

○鈴木交通防災課長

次に、2 項 1 目 1 節石油貯蔵施設立地対策費補助金 1,986 万 6,000 円の補正減でございますが、これは歳出でも説明しましたとおり今回の東日本大震災により塩釜地区消防事務組合でポンプ自動車と救助工作車 2 台が被災し稼働不能となりました。2 市 3 町の防災基盤である常備消防力の早急な復旧を図ることが必要なことから、本来構成市町に交付される交付金を今年度限りの緊急措置とし同組合へ重点配分することとなったため補正減するものであります。

○木村市長公室長補佐（行政経営担当）

2 節土地利用規制等対策費補助金 8,000 円の増額補正でございます。これは、歳出で申し上げたとおり土地取引事務に係る交付金が確定したことによる補正でございます。

○紺野保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

2 目民生費県補助金で 1,036 万 6,000 円の補正でございます。1 節社会福祉費補助金は地域支え合い体制づくり助成事業補助金の 994 万 1,000 円で歳出の 3 款 1 項 1 目社会福祉課の災害時要援護者支援事業に 500 万円を、3 款 1 項 4 目介護福祉課の多賀城市元気回復こもらないで事業の組み替え財源として 354 万円を、3 款 4 項 1 目社会福祉課の仮設住宅管理運営事業に 140 万 1,000 円をそれぞれ充当するものでございます。

○但木こども福祉課長

9 節宮城県社会福祉施設等災害復旧費県補助金で 42 万 5,000 円の増額補正でございます。1 の宮城県社会福祉施設等災害復旧費県補助金は、歳出でも御説明申し上げましたとおり震災により破損したあかね保育所の復旧費に係る補助金で、補助率は 10 分の 9 でございます。

○伊藤市民経済部次長(兼)生活環境課長

次のページをお開き願います。3 目衛生費県補助金 3 節地域環境保全特別基金事業補助金 190 万 8,000 円の補正増でございます。これは、歳出におきまして管財課長が御説明申し上げました市役所西庁舎太陽光発電設備等設置工事の変更増に係る県補助金でございます。

○狩野農政課長(兼)農業委員会事務局長

4 目 1 節農業費補助金 4,168 万 8,000 円の増額補正でございます。歳出の方でも御説明申し上げましたが、説明欄 1 の東日本大震災生産対策補助金 2,360 万 2,000 円は同要項によりましてビニールハウス等復旧に係る費用の 4 分の 3 の補助でございます。2 の被災農家経営再開支援事業補助金 1,808 万 6,000 円は同要項によりまして津波の被害等をこうむった水田畑等の復旧に係る費用 1,775 万円とその事務費 33 万 6,000 円の補助でございます。

○鈴木建設部次長(兼)都市計画課長(兼)多賀城駅周辺整備課長

次に、5 目土木費県補助金で 175 万円の増額補正ですが、歳出で説明いたしました木造住宅耐震改修補助事業に係る県補助金でございます。説明欄 1 の避難弱者に係る補助金 75

万円を全額減額し、新たな事業として2の促進助成事業補助金を250万円計上し差し引き175万円を増額補正するものでございます。

○佐々木学校教育課長

次に、6目教育費国庫補助金3節小学校費補助金でございしますが、845万8,000円を計上するものでございます。歳出で御説明いたしました、就学援助制度の中で、東日本大震災で被災した児童に対する補助金として、災害復旧救助法適用分で新規に創設されたものでございます。説明欄1記載のとおりであります、132名を見込んだもので補助率10分の10でございます。

次の、52ページ、53ページをお開き願います。4節中学校費補助金で742万8,000円を計上するものでございます。前段で御説明いたしました小学校費補助金と同様でございます東日本大震災で被災した生徒に対する補助金で、説明欄1記載のとおり78名を見込んだものでございます。

○佐藤商工観光課長

7目労働費県補助金で7,600万7,000円を増額補正するものでございます。これは2節緊急雇用創出事業補助金を増額するもので、歳出で御説明しましたとおり失業対策事業仮設住宅管理運営業務の拡充及び被災事業者再建支援事業の3事業に伴う補助金で補助率は10分の10でございます。なお、このたびの補正後緊急雇用に関する補助金総額は4億294万8,000円となり直接雇用で85人、委託事業で110人、計195人の雇用を生み出しております。

○長田選挙管理委員会事務局長

次に、15款3項1目3節選挙費委託金で203万2,000円の増額でございます。これは県議会議員選挙の執行経費の増額に伴いまして、交付見込み額との差額を増額するものでございます。

● 16款 財産収入

○鈴木道路公園課長

次に、16款2項3目生産物売り払い収入で15万円の減額補正を行うものでございます。説明欄1、花ショウブ売り払い収入15万円の減額でございます。これはあやめ祭りが東日本大震災で中止になったことから売り払いができなかったことによるものでございます。

● 17款 寄附金

○阿部管財課長

次のページお願いいたします。17款1項2目1節震災復興寄附金で3,206万4,000円の増額でございます。これはこのたびの震災に伴う震災復興寄附金として平成23年度一般会計補正予算第3号で計上した後にいただきました6月1日から8月31日までの110件の総額でございます。

● 18款 繰入金

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

18款1項1目財政調整基金繰入金で3億9,250万9,000円の増額補正をするものでございますが、各歳入歳出予算の補正に伴いまして財政調整基金からの繰り入れを増額するものでございます。財政調整基金繰入金が増額することとなった要因につきましては、歳入では普通交付税の減額の補てん、歳出では被災事業者再建支援事業補助金、それと一部損壊住宅補修工事助成補助金の創設、さらに予備費の増額などが主なものとなっております。

以上によりまして補正後における財政調整基金の残高は2億8,393万4,000円、これは決算剰余金の積立額も含めておりますけれども、2億8,393万4,000円となるものでございます。

● 19款 繰越金

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

次に、19款1項1目繰越金で3,059万5,000円の増額補正をするものでございます。説明欄1、前年度繰越金につきましては平成22年度決算に係る歳計剰余金が1億159万5,000円となりましたので、法令の規定に基づき当該歳計剰余金の2分の1を下らない金額となる5,100万円を財政調整基金に編入し、残りの5,059万5,000円を前年度繰越金とするため現計予算額2,000万円との差額3,059万5,000円を増額補正するものでございます。

● 20款 諸収入

○加藤文化財課長

次のページをお願いします。20款4項3目教育費受託事業収入で1,596万3,000円を増額補正するものでございますが、これは先ほど歳出で御説明いたしました宅地造成等に伴う受託事業収入でございます。

○鈴木交通防災課長

次に、5項3目7節雑入53万5,000円の補正減でございます。交通防災課関係1の全国女性消防操法大会払戻金76万5,000円の補正でございます。これは1年置きに横浜市において同大会が開催されておりますが、宮城県では順番にこれまで出場してきており、今年度については塩釜地区が担当ということで構成市町で参加費用に充てるため積み立てをしてまいりました。しかしながら、東日本大震災の発生により塩釜地区としては出られる状況ではないということで、宮城県としては参加しないということになりました。したがって、これまで積み立てていた分を各構成市町に戻し入れされたものでございます。

○鈴木道路公園課長

次に、説明欄道路公園課分について御説明いたします。電気等使用者実費徴収金130万円の減額補正でございます。これは、東日本大震災により多賀城公園野球場に仮設住宅が建設されたことによりナイター等の電気料が使用されなくなったことによるものでございます。

● 21款 市債

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

21款1項1目民生債で3億円の増額補正をするものでございます。2節災害援護貸付金説明欄1、災害援護貸付金で3億円を増額するものでございますが、これは市が被災者に

対して災害援護資金の貸し付けを行う際原資として県から無利子で借り入れをするものでございます。

次に、2目土木債で200万円の増額補正をするものでございます。1節都市計画債説明欄の1、街路事業債で180万円の増額補正をするものでございますが、これは都市計画道路史都中央通線道路改築事業及び多賀城駅高架下駐輪場整備事業におきまして、当初予算時に起債充当率75%の一般補助施設整備事業債の発行を予定して計上しておりましたが、起債充当率90%の公共事業等債を活用できることが判明しましたので、地方債のつけかえによる増額補正をするものでございます。なお、今回つけかえることとした公共事業等債につきましては起債充当率のほか後の元利償還金に対する交付税措置においても有利なものとなっております。

次のページをお願いいたします。2節道路橋梁債の説明欄1、道路橋梁事業債で20万円の増額補正をするものでございますが、これは第1下馬踏切線拡幅事業におきまして、さきに街路事業債で御説明申し上げましたことと同様の理由により増額補正をするものでございます。

次に、4目臨時財政対策債で970万円の増額補正をするものでございますが、さきに説明申し上げました普通交付税の交付額の決定に合わせて発行可能額が確定しましたので当該発行可能額と現計予算額との差額を補正するものでございます。なお、平成23年度の臨時財政対策債の発行可能額は前年度と比較しまして2億630万円、率にして16.5%の減となっております。

次に、5目災害復旧事業債で27億4,890万円の増額補正をするものでございます。1節歳入欠陥等債の説明欄1、歳入欠陥債で22億6,980万円の追加補正をするものでございますが、これはさきに御説明申し上げました市税の課税免除等によって生じることとなる市税収入の減少を補うためのもので、当該減少額に対する起債充当率100%の額となっております。

同じく、説明欄1、災害対策債で4億6,340万円の増額補正をするものでございますが、これは瓦れきなどの災害廃棄物の処理経費から災害廃棄物処理事業費補助金を差し引いた地方負担額に対する起債充当率100%の額となっております。

次に、5節文教施設災害復旧事業債説明欄1、社会教育施設等災害復旧事業債で570万円の増額補正をするものでございますが、これは歳出で御説明申し上げました山王地区公民館災害復旧事業及び市立図書館災害復旧事業に充当するもので、これらの事業費から国庫支出金を差し引いた地方負担分に対する起債充当率100%の額となっております。

同じく説明欄2、保健体育施設災害復旧事業債で1,000万円の増額補正をするものでございますが、これは歳出で御説明申し上げました総合体育館災害復旧事業及び市民プール災害復旧事業に充当するもので、これらの事業から国庫支出金を差し引いた地方負担分に対する起債充当率100%の額となっております。

次に、7目衛生債で550万円の追加補正をするものでございます。説明欄1、公営企業安定化資金につきましては歳出で御説明申し上げました水道高料金対策補助金に充当する財源といたしまして宮城県から無利子で借り入れることができるものでございます。

次に、ただいま御説明申し上げました起債に係る補正の全体について説明させていただきますので、34ページをお願いいたします。第3表地方債補正でございますが、補正前の起債限度額の総額37億540万円に対し30億6,610万円を増額いたしまして補正後の起

債限度額の総額を 67 億 7,150 万円とするものでございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法は補正前の内容と同じでございます。

以上で歳入の説明を終わらせていただきます。

○根本委員長

ここで暫時休憩をいたします。

再開は午後 2 時 15 分です。

午後 2 時 02 分 休憩

午後 2 時 15 分 開議

○根本委員長

再開いたします。

歳入歳出の説明が終わりました。これより質疑に入りますが、本委員会におきましても、これまでの特別委員会に倣い、多くの委員から発言をしていただくため、発言は簡単明瞭にさせていただくこと、発言の範囲は議題となった案件に限られていること、以上の点について再確認をしながら、質疑は 1 回 3 件程度として、初めに質疑の要旨を述べていただいた後に 1 件ずつ質問をしていただくようお願いいたします。

なお、当局におきましても、質問事項に対して的確に答弁していただくとともに、答弁した内容に誤りがあった場合には、原則として本委員会の開会中に訂正いただくようお願いいたします。

● 歳入質疑

○根本委員長

それでは、初めに歳入の質疑を行います。ございますか。竹谷委員。

○竹谷委員

歳入も歳出も絡んでくるんですが、今回ずっとほとんど震災の関係で結果的に予算が膨張してきているわけですけども、はっきり申し上げまして 415 億円の今回補正、総額補正になったということになるわけですけども、特別資料出していただいておりますが、この 211 億円が震災関係の関連経費だと見ているんです。そういう見方でよろしいんでしょうか。

○根本委員長

財政経営担当。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

はい、そのとおりでございます。

○根本委員長

竹谷委員。

○竹谷委員

平成 22 年度の決算から見ると多少は震災関係のもの入っていますが、222 億程度、そうしますと、予算規模として震災別として、通常であればどの程度の規模になっているのか。通常でいっているとすれば。震災は別です。それは 190 億円ぐらいのもので見ておいていいのでしょうか。

○根本委員長

財政経営担当。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

当初予算の段階では 190 億円ちょっとということでした。その後、震災の関係で予算膨らんではいらっしゃるんですけども、実際には当初に組んだ予算の部分で、実施できなくなってしまった事業などもありますので、実際にその部分をすべて減額しているわけではありませぬので、はっきりしたことは申し上げられないんですが、委員おっしゃるとおり 190 億円ちょっとぐらいがベースの部分になっているというふうに思っております。

○根本委員長

竹谷委員。

○竹谷委員

そうしますと、9 月現在補正段階でいいですけども、結果的に震災がなければ平成 22 年度は耐震工事とかいろいろなものを買ってきましたから相当予算的には膨れてきたんじゃないかと思うんですよ。だけど、今回はそんなに余り目玉があるかわからんけれども大震災で隠れてしまっている。その辺はどうなんでしょう。

○根本委員長

財政経営担当。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

平成 23 年度当初組んだ時点でなんですけれども、やはり扶助費であるとか義務的経費で伸びているものが非常に大きくて、そのために予算規模というのが大きくなってまいりました。そのほかのものといましては、やはり第五次総合計画のスタート年度ということがございましたので、それに関しまして新たな事業というものも若干組み込んでまいりました。さらには市制 40 周年記念ということもございましたので、それに関連する事業もあったんですけども、そういったものも大半が削られている状態ということになっておりますので、規模としてはやはり 190 億円ちょっと出るぐらいの大きさのままなんだろうなというふうに思っております。

○根本委員長

竹谷委員。

○竹谷委員

そうしますと、平成 23 年度の多賀城市の予算も含めて事業としては普通の一般でやろうとしている事業については全部先送りせざるを得ないと、震災を最優先で進めていくとい

うふうに切りかえていかなければいけないんだという、この9月補正から見てそういうふうに取り取れるんですけども、そういう読み取り方でよろしいですか。

○根本委員長

財政経営担当。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

大きな部分としてはそんなのかもしれませんが、一方では今回計上しておりますけれども、道路関係、新田南錦町線であるとか南宮北福室線、そういった部分は単独事業ということで今回計上しております。これは国庫補助がついたことに伴ってそれに必要になってくる単独事業もそれを組み込んできているというのが今回の補正でございます。ですから、もちろん災害対応の部分もちろんそんなですけども、そのほか通常業務として当初予定していたその国庫補助事業、それに絡んでくる単独事業、この部分に関しても可能な範囲の中で行っているというふうな状況でございます。その内容も今回反映させている補正予算だというふうにとらえております。

○根本委員長

竹谷委員。

○竹谷委員

ただ、国の予算はおくれてやっちゃって、県は1回とったものは返したくないという方向があると思います。そうしますと、この震災によって予算は獲得したものの使用できない、活用できない、だから何とかどこかの市町村でその財源を活用できないのかという、県はそういう方式をいつもとってくるんですよ。私は余りよくないことだと思うんですけども、12月あたりに駆け込みが来る。そういうものに対しては当局としてはどういう対応をしようとしているのか。それについても今研究、言及されているのであればコメントいただきたい。言及されていないのであればされていないので結構ですから。

○根本委員長

財政経営担当。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

先ほどの道路事業に関して説明が不足していた部分がございますので、つけ加えさせていただきたいと思っております。災害復旧事業のほかに通常の道路事業ということで申し上げたんですが、災害復旧事業というのは当然工事関係が多くなってきます。今回予算の方に計上した内容といたしましては、工事を伴うものというよりもむしろ用地の買収であるとか補償関係の方を重点的にやっているということです。もちろん、今後の多賀城市の復旧復興に向けては大々的な復旧事業というのは必要なことになっていきますので、そういった部分に労力を割く反面、比較的労力が工事の方にかからない部分での国庫補助事業、そういったものを活用しながら本来進めようとしていた事業を進めていきたいというふうに思っております。そのような考えでございます。

○根本委員長

竹谷委員。

○竹谷委員

五次総との関係もありますけれども、多賀城市の将来像というものを考えてやっていくとすれば、この緊急事態にこんなことを言って不謹慎だと言われれば申しわけないんですけども、私は県の今の財政、国の財政事情でいくと来年度から相当厳しいものになっていくのではないかとこのように予想しなきゃいけない。そうしますと、この平成23年度あるものについては私はもし財政的に許すのであれば食えるものは食っちゃうというのも一つの方法ではないかと思うんです。そういう考えで進んでいくんだとなれば、その方向でやはり職員が頑張っていかなきゃいけないわけ。ですから、そういう方向がどう向いているのか、市の方針としてどう向いていくのかということをはっきりしなければ、私は担当職員でもなんでもなかなか働けないということになってくると思うんです。幾ら担当職員がそうやりたいと言っても市の方針がそうでなければ何やってんだということになっちゃうので、その辺の基本的なスタンスはどのように思っているのか、それなりの政策を決める方のそれなりの人のコメントをいただきたいんですが。

○根本委員長

市長公室長。

○菅野市長公室長

今委員おっしゃるとおり、やはり来年度以降かなり扶助費も相当伸びるだろう、それからやはり市税収入もかなり落ち込むだろうというふうにとらえております。その中で、特に来年度以降は震災の復旧復興に向けての事業というのが最優先になってまいりと思います。その中で、今まで我々が最重要課題として取り組んでいた事業関係の、今委員おっしゃるとおり今年度他市町村の方でなかなか事業着手が困難だということで県を通じて打診がある可能性が大にあると思います。そういったものをできるだけ職員のオーバーワークにならないような感じでできるだけ取り入れて、できるものについてはその辺はアンテナをきちんと張りめぐらせながら取り込んで、できるだけ財政的な部分の負担につながらないような形で事業の方遂行していきたいというふうを考えてございます。

○根本委員長

竹谷委員。

○竹谷委員

そういう方針でいくならそういう方針でいくなりその体制の強化を図ることが大事だと思います。現状の体制でやろうとしたら無理が来る。この辺をきちっと、言葉では言うけれども、体制をきちっとしておかなければ、その体制にいる職員の負荷労働になってくるということが懸念されるんですよ。そういう方針であればそういう方針なりに、人的強化も含めてやっていくんだという姿勢がなければいけない。当然復旧についてもそれなりの部署にそれなりのものをしていかなければ、現場はたまったもんじゃない。それは方針はそれでも、やはり方針を実現するためにはその裏支えとなる体制もつくっていくということが、私は大事ではないかと思っておりますので、その辺はひとつ肝に銘じて職員の負荷労働にならないように、過重労働にならないようにひとつ気をつけて、どうしても必要な部署であれば、どうしても必要なのであれば人員強化してでも進めていくという体制が必要ではないかと私は思いますので、これは私の意見として申し上げておきたいと思っております。

それからちょっと気になったのが、教育関係で震災の関係で準要保護とかそういうものの補助金が来ておりますよね。これは今後ともこういう状態であれば災害だからじゃなく今後ともこの体制にあるというぐあいに認識しておいてよろしいのか。これは復旧するには

二、三年、多くは五、六年かかるかもしれません。このそういう体制が堅持されるまではこういう補助金、こういうメニューはあるんだと理解していてよろしいのか。

○根本委員長

学校教育課長。

○佐々木学校教育課長

委員御指摘のとおり、このことは今後数年続くと予想されますので、県の市町村教育委員会協議会あるいは教育長部会等を通じまして県教委そして国に強く要望をしてまいりたいと考えております。

○根本委員長

竹谷委員。

○竹谷委員

特に子供の教育は我々多賀城にとっても国にとっても宝でございますので、やはりそういう方、子供たちを健全に育てていくためにもそういう支援というのは私は重要ではないかと。だれも好んでこういう震災になったわけではございませんので、これはやはり国を挙げてやっていくべきであろうと私は思います。ですから、そういう制度の堅持については力強く私は上部団体なりに申し入れていくということが大事でないかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○根本委員長

ほか、ございませんか。藤原委員。

○藤原委員

平成 22 年度末の基金総額が 64 億 8,700 万円でしたので約 65 億円だったということだと思います。震災の委員会だったのか議会だったのか忘れましたが、基金の再編も必要になってきているという答弁は何人かからいただいたような気がするんですが、そういう記憶はありませんか。

○根本委員長

財政経営担当。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

基金の再編の必要性については以前の議会だったか委員会だったか、そちらの方では触れたことがございます。

○根本委員長

藤原委員。

○藤原委員

私の見解で言うと、例えば史跡のまち基金とかこういうのはそのままとっておいた方がいいだろうと思うんですが、土地開発基金の 24 億 8,000 万円については公社もあるし、差し当たり大きな土地を買わなきゃいけないということもないので、千年に一度だから使え

るものは使って思い切ってやった方がいいんじゃないかという意見を持っているんですね。やるやると、必要だとは言いながらなかなかそういうそぶりが見えないんですが、どの時期を考えているんですか。

○根本委員長

財政経営担当。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

基金の再編に関しましては何事もなければ平成 23 年度中に目鼻をつけたいとは思っていたところだったんですが、そもそも財政需要というものが今変わってきているということもございませぬ。震災に対してどれくらいの金額を用意したらいいのか、そういった部分も含めて今後検討する必要があると思っておりますので、当初は平成 23 年度ということを目指してはいたんですがけれども、もう少しどういった基金を見直すのか、どういったどれくらいの額が基金として保有しておく分には適当なのか、そういった部分を再度検討させていただきたいと思っております。

○根本委員長

いいですか。ほかにございませぬか。なし。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○根本委員長

以上で歳入の質疑を終結いたします。

● 歳出質疑

○根本委員長

次に、歳出の質疑を行います。阿部委員。

○阿部委員

それでは、資料 2、19 ページ多賀城市被災事業者支援事業、あと関連しておりますので、20 ページ多賀城市一部損壊住宅補修工事業補助金についてでございます。初めにこの事業者の支援事業並びに一部損壊の補助金につきましては公明党の市議団といたしましても市長に申し入れを行い、そしてまた東日本大震災調査特別委員会でも市長にその内容を反映したことにしましては評価をいたします。その中で 19 ページでございますが、対象となる事業者①法人、多賀城市に事業所がある法人となっております。これは大企業も含むのかどうかであります。そして同じく対象となる事業者米印のところに、対象とならない事業者、農業とあります。これは、東日本大震災調査特別委員会におきましては半壊した農家の作業所等の復旧のため支援制度の創設ということで議員全員が同意をしたところでございますけれども、その対象となる事業者の法人の件あるいは対象となる事業者に農業が含まない、このことについてまず 1 点お伺いいたします。

○根本委員長

商工観光課長。

○佐藤商工観光課長

まず、対象となる事業者について法人は大企業も含むのかということでございますが、このたびの被災者支援事業については大企業中小企業問わないと考えておりますので、仮に大企業の方が申請されてもそのような形での支援は行うと考えております。

それから、農業の関係でございますが、今回商工業者の方に絞ったといいますのは、実は今般のグループ補助とかも出ておりますけれども、当初商工業者には何らの国の支援事業もなかったという事情がございまして商工業者に絞らせていただいたということでございます。

○根本委員長

阿部委員。

○阿部委員

それでは大企業も含むということでございますが、法人という位置づけになりますと、医療法人、学校法人、さらには社会福祉法人、一般社団法人等ありますけれども、それらの法人も含むんでしょうか。

○根本委員長

商工観光課長。

○佐藤商工観光課長

今回の資料2では詳細なところまで入れておりませんが、例えば小中学校等の学校を営む学校法人、それから医療機関については基本的には含まないと考えております。

○根本委員長

阿部委員。

○阿部委員

わかりました。そうしましたらこの表現を誤解のないような表現にさせていただいた方がよろしいと思います。

それから、農業は含まないということでございますけれども、農業を含めないことにつきましては先ほど農政課の方で説明がありました被災農家経営再建支援事業の中で、そのところでぜひ半壊した農家の作業所の復旧のための支援制度の創設のところも見込んでいただきたいと思いますけれども、その点についていかがですか。

○根本委員長

農政課長。

○狩野農政課長(兼)農業委員会事務局長

今回被災した農家の方々がございます。その方々も一応対象としておりまして、約120名の方を対象とした事業でございます。今回国の方から補助金をいただきまして全部が国の補助ということでございますけれども、大体水田面積で1反歩、10アール当たり3万5,000円ぐらいの補助金という形で農家の方々の被災した農地を復旧してもらうという形で補助金をもらったわけでございます。（「回答になっていない。後でもう一度わかるように」の声あり）（「質問の趣旨わかりましたか」の声あり）済みません、もう一度。

○根本委員長

質問の趣旨をもう一度明確に。

○阿部委員

この制度の中に被災にした農家の作業場に対する助成が含まれているのか含まれていないのかでございます。

○狩野農政課長(兼)農業委員会事務局長

どうも済みませんでした。農業関係の補助の関係なんですけれども、これは建物とかなんとかということではなくて、農地の田んぼとか畑の関係だけでございます。

○根本委員長

阿部委員。

○阿部委員

そうしますと、東日本大震災調査特別委員会で提案いたしました半壊した農家の作業所は、支援制度はないと、こういう認識でよろしいのでしょうか。

○根本委員長

農政課長。

○狩野農政課長(兼)農業委員会事務局長

そのとおりです。

○根本委員長

阿部委員。

○阿部委員

農家の方々が、議会として全議員が同意を持って要望したのに対して支援が受けられないというのは大変残念な答弁でございます。

2点目。補助金額でございます。補助金額で50万円以上100万円未満、またこの点につきましては一部損壊補助金の方も同じ19ページ、20ページ、補助金額同じでございますが、50万円未満の方の被災事業あるいは50万円未満の方の一部損壊住宅の方への支援のところ、また100万円以上の場合は幾らかかっても10万円と上限が決められております。一部損壊のところも幾らかかっても10万円ということでございますけれども、上限10万円に定めたこと、あるいは50万円未満の事業者、また一部損壊世帯が支援が受けられない、この辺についてまで検討されたのかどうか。他市と比べますと例えば塩竈市と比べれば規模の状況に応じまして30万円、20万円、10万円という補助制度がございまして、平均とって20万円でございます。また、一部損壊世帯におきましては利府町におきましては20万円を上限とするということでございます。この辺につきましていかがでしょうか。

○根本委員長

商工観光課長。

○佐藤商工観光課長

まず今の御質問にお答えする前に、先ほど私が申し述べた答弁で医療法人は含まないと申し上げましたが、申しわけございません、医療法人は含みます。まず、そのことを訂正させていただきます。

それから、今御質問いただいた他市町村と比べてもう少しの額と 50 万円未満は対象としないということを検討したのかということですが、このたびの震災において数多くの事業所等が被害に遭ったということではございますが、特に被害規模のある程度、一定規模以上のところにとりあえず支援が早急に必要なんだろうということで 50 万円という線引きにさせていただいたという経緯はございます。他市町村のように、例えば塩竈市のように 10 万円、20 万円、30 万円という 3 段階の補助制度ございますけれども、多賀城市の場合塩竈市と同じような制度ではございませんが、今回塩竈市では半壊以上ということとしたものを多賀城市は一部損壊もしくは被災事業者支援事業については例えば建物だけではなくて設備とかそういうものの被災に遭った事業者も対象にしているものですから、そういう意味では対象範囲は広くしているという部分はございますので、一概に金額だけは確かに上限の額では違いますけれども、広く被災を受けられた方に対応したいと考えた結果このような形にさせていただいたということでございます。

○根本委員長

ちょっと待って。建設部次長。

○鈴木建設部次長(兼)都市計画課長(兼)多賀城駅周辺整備課長

一部損壊住宅の件についてもお答えしたいと思います。たまたま、商工観光課が 5 万円と 10 万円と同じ金額、補助金ということにしておりますが、私どももやはり周辺市町村、富谷町とか大河原町、松島町と同じ規模で 50 万円以上 5 万円、100 万円以上 10 万円で設定しております、その周辺状況見ながらということで設定させていただきました。当時は利府町も同じ状況でしたが、その後改正ということで 20 万円に上げましたが、当初の周辺市町村等の状況を見ながらも 5 万円、10 万円ということも考えてございました。さらに、上限 10 万円というのは先ほど歳出歳入でも説明いたしましたが、木造住宅耐震改修工事の制度が変わりまして、耐震改修工事と一緒にやる一部修繕とか一部模様替えという部分が 10 万円以上一緒にやると最大 10 万円ということで補助金上乘せしますということもありましたので、上限 10 万円というのはその辺も参考にしながら耐震改修をする場合の一部修繕、一部模様替えの 10 万円に対する 10 万円ということで、それを上限にさせていただいたということでございます。

○根本委員長

阿部委員。

○阿部委員

そうしますと、上限の金額が 10 万円ということでございまして、またどちらも 50 万円以上じゃないとこの制度は受けられないということになります。一つ懸念しているのは、今回どちらもこの被災事業者支援あるいは一部損壊世帯、この補助金につきましても、何の各種の支援を受けていない方が対象になっている支援でありながら 50 万円未満のところは何にも支援が受けられないというところの答弁だったと思いますが、とてもこれも残念な答弁です。その中で、例えば 99 万円、仮に 99 万円の方の場合でも今回の事業補助は 5 万円ですね。当てはめると。もう一方、100 万円になった場合は 10 万円と、ここに不公平が生じるのではないかなと思うんですけれども、この点についてはいかがでしょうか。

○根本委員長

商工観光課長。

○佐藤商工観光課長

委員おっしゃるとおりそのような形になるのかなと思いますけれども、いずれどこかで線引きはしなければならないので、こういう形にさせていただいたということで、大きな不公平という形ではないのかなと思っております。

○根本委員長

阿部委員。

○阿部委員

例えば、提案なんですけど、10%。この範囲の中で、例えば90万円であれば9万円とか80万円であれば8万円とか、10%ということであれば先ほど申し上げた99万円の人と100万円の人の差がなくて済むんじゃないかなというふうに提案申し上げますけれども、いかがでしょうか。

○根本委員長

商工観光課長。

○佐藤商工観光課長

現在のところそのような形では考えておりません。

○根本委員長

阿部委員。

○阿部委員

とても残念な答弁でございます。

次、5番。3点目、提出書類について伺います。これはどちらも19ページ、20ページにも関連していますが、初めに19ページで提出書類の中で(1)被災証明の写しとあります。本市では被災証明を発行したんでしょうか。

○根本委員長

商工観光課長。

○佐藤商工観光課長

被災証明書といいますのは事業者向けに商工観光課で出しております証明書でございます。例えば被災証明は建物についての被害の証明でございますけれども、事業者の方の場合いわゆる事業用の機械であるとか車両、そのようなものと罹災証明はとれないんですね。ところが、銀行の融資等で事業用資産に被災があったことの証明持ってこいと言われることに対応しまして、私ども商工観光課の方で事業者向けに出している証明書でございます。

○根本委員長

阿部委員。

○阿部委員

わかりました。それで、先ほどの説明の中で申請書はなるべく簡便なものにしたいという説明がございました。ぜひそういう簡便なものにさせていただきたいと思えますし、さらにはホームページで申請書がダウンロードできるような形で二度手間にならないようにまずお願いしたいと思います。

3番目、施工前及び施工後の写真とありますが、これについては写真というのが私はなくてもいいのかなと思います。その理由としましては、罹災証明に基づいてある程度の被害規模が罹災証明にも書いてありますし、さらには4番目の修理費用に係る明細及び領収書である程度の被害額が想定されるのではないのか、わかるのではないのかということでの写真については、隣の塩竈市についてもあるいは宮城県の中小企業の補助事業については写真の提出は求められておりませんが、この辺についてはいかがでしょうか。

○根本委員長

商工観光課長。

〔館内放送が入り黙祷〕

○根本委員長

商工観光課長。

○佐藤商工観光課長

施工前と施工後の写真を添付していただきたいとお願いする理由でございますが、今回の震災に対応した復旧工事は当然補助対象としておりますけれども、例えば建物なり施設に震災以前からふぐあいがあったりなんなりした形でその部分もこの際直してしましましょうということ、それが含まれていないことを確認するために一応写真で確認をさせていただきたいということでお願いしているものでございます。

○根本委員長

阿部委員。

○阿部委員

6番の申請から補助金交付までのフローにすべての書類を整えるとあります。一部損壊世帯も一緒ですけれども、すべての書類を整えるということで、仮に震災直後いち早く復旧をしたいという思いから片づけに入ったりすると思うんですが、写真を撮っていない方が多くいらっしゃった場合、写真がなくても受け付けをするのか、その点を伺います。

○根本委員長

商工観光課長。

○佐藤商工観光課長

今回の被災事業者支援事業につきましては既に復旧をされた方もさかのぼって対象にしたいと考えておりますので、当然写真を撮っておらなかったという方もおるかと思えます。そのような方には相談に応じて我々が例えば現場を確認してここだとわかるとか、そういう形で臨機応変に対応していきたいと考えております。

○根本委員長

阿部委員。

○阿部委員

一部損壊も同じ認識でよろしいでしょうか。

○根本委員長

建設部次長。

○鈴木建設部次長(兼)都市計画課長(兼)多賀城駅周辺整備課長

同様に、既に終わっている方は施工前の写真を撮っていない場合もあると思いますので、その際には現場も含めて、あと罹災証明が、一部損壊という判定を受けてあれば基本的にはそれを信じてという形で処理したいと思います。

○根本委員長

昌浦委員。

○昌浦委員

61ページの地域コミュニティ課と、管財課、そして87ページの道路公園課、この3点質問させていただきたいと思います。

まずもって、61ページ、これ私の一般質問の通告にも関連するんですけども、衛星携帯電話何台お買いになったのかというのが一つですね。それから、これは市長の行政報告であった10台買ったというのとはまた別のものなのか、その辺どうなのでしょう。

○根本委員長

地域コミュニティ課長。

○片山地域コミュニティ課長

これから買う予定にしているのは1台でございます。それから、交通防災課の方は音声だけのもので、こちらの方につきましては文字情報に変えられるような衛星携帯を予定してございます。

○根本委員長

昌浦委員。

○昌浦委員

10台買ったというのは交通防災課の方であって、これは別個に1台お買いになるということなんでしょうけども、先ほどの説明では情報の発信受信ができるという、これは音声だけではなくて文字とかあるいはワープロに類する機能も有しておるのでしょうか。

○根本委員長

地域コミュニティ課長。

○片山地域コミュニティ課長

通常、線につながれていますと、多賀城市の情報全国にも発信できますし、多賀城市から全国の情報も受信することができます。今回はその基地局が壊れてしまったのでどちらもできなかつたんですけれども、今回の衛星電話ですと衛星可能端末というのがありまして、それを使いますと外の情報も入れられるしこちらから発信もできる、そういう状況でございます。

○根本委員長

昌浦委員。

○昌浦委員

無線で飛ばしあるいは無線で飛んできたものを受信できる、そういうことですか。

○片山地域コミュニティ課長

はい。

○根本委員長

昌浦委員。

○昌浦委員

一般質問にも絡むからここで具体的に質問するのも何なんですけれども、要は市のホームページがそのまま携帯である程度リアルタイムな情報が全国に発信できるということと理解していいのか、それとも一朝事あったらば、すぐに市のホームページが知らせたい内容に、この携帯電話から全国に発信できるのかどうなのか、どうなんでしょう。

○根本委員長

地域コミュニティ課長。

○片山地域コミュニティ課長

はいそうでございます。

○昌浦委員

一般質問しなくてよくなったような感じなんですけれども、それはそれとしてやりたいと思います。

次に、管財課なんですけれども、西庁舎の太陽光発電設備設置工事なんですけれども、当初の計画よりはキロワット数が上がったということなんですけれども、蓄電というのは可能なのかしら。その辺やはり県から補助金もらって多賀城市はお金使わなくてもいいような感じの説明だったんですけれども、ならばその太陽光を昼間光を電力に変えて夜間用に蓄電というものをひとつ考えておいた方が、この間の3月11日のときにも電気があったために多賀城市役所は物すごく明るくて外から見ると多賀城市役所だけは明るかつたんですよ。ですから同じ工事をするなら蓄電というものを考えてなされるのかお聞きしたいんです。

○根本委員長

管財課長。

○阿部管財課長

今現在は蓄電の方は考えておりません。その理由としては多賀城市庁舎、この建物自体がディーゼルの発電機による非常用電源 180 キロワットのものが確保されております。太陽光発電の場合は太陽を熱源とするためにどうしても不安定になり得るということが一つ、発電の電気量は 25.58 キロとした場合でも全体の使用量から見ると約 4%しか賄うことができないという非常に小さいものですから、その辺は考慮しておりません。

○根本委員長

昌浦委員。

○昌浦委員

わかりました。

それでは、87 ページの方なんですけれども、説明では被災した道路、津波をかぶったところ 26 路線を災害復旧の設計業務委託となっているんですけれども、全体的なことをお聞きしたいんですよ、これに関連して。確かに地震の後多賀城市内随分でこぼこ、道路に関してはでこぼこが多くてかなり解消されつつはあるんですけれども、当局としてはどのくらいの路線がでこぼこの解消を必要として、そのうちどのくらい市民の方から要望あったところは直したのか。今後どのくらいの修理を必要とする路線があるのかをつかんでいらっしゃるかと思うんですけれども、その辺どうなんでしょうか。

○根本委員長

道路公園課長。

○鈴木道路公園課長

整備の方させていただいておりますのはあくまでも応急的な復旧でございます。津波以外の区域で地震の災害があった路線については、現在 57 路線を災害査定に向けて設計等組んで、随時国の災害査定を受けているという状況でございます。実際には前回の補正で予算の確保をさせていただいた関係上、災害査定が終わったものから随時発注を進めていくという予定になってございます。また、先ほど御説明いたしました津波の浸水区域については 26 路線でございますので、合わせますと市内では 83 路線が被災した路線ということになってございます。

それで、実際には今回の補正を上げさせていただきました 26 路線につきましてはなぜ今の時期になったかということについては、瓦れき等があつて調査ができなかった、瓦れきがなくなってから調査を開始したということと、津波の区域以外の部分の本数が非常に多かったものですから、そちらの方の設計を優先させていただいたということでございます。

○根本委員長

昌浦委員。

○昌浦委員

確かに、地区を言うと浮島なんかかなり段差ができたところやなにかきちんと埋めていただいて、応急であっても手当てはきちんとしてられていると思うんですけれども微妙にへこんでいるんですね。ほんのちょっとなんですけれども、車、課長も多賀城市内の道路走る

ときだつてあると思うんですけれども、微妙に段差があったり、だからそういうのは何かとか私が通らないようなところでかなりのへこみがあるところなどあるんですけれども、査定ということおっしゃいましたけれども、この83路線が、最後に聞きたいのは大体おむねどのくらいの時期になったらきれいに、もとの姿のようになるのかという、当面どのくらいの時間を要するものなのか質問したいんですけれども。

○根本委員長

道路公園課長。

○鈴木道路公園課長

先ほど随時発注させていただくということのお話をいたしましたけれども、津波の区域につきましては年内いっぱい大体国の災害査定を終わらせたいという予定を組んでございます。それから、実際には2月議会で補正を出させていただきまして年度内中、3月いっぱい発注にこぎつけたいと考えてございます。当然工事でございますので、それから数カ月かかろうと思います。一番遅い路線につきましては来年末、12月末くらいまでには完成させたいと考えております。

○根本委員長

昌浦委員。

○昌浦委員

津波の方はわかりました。津波をかぶらない地域の方はどのくらいになりますか。予定ですか。

○根本委員長

道路公園課長。

○鈴木道路公園課長

津波をかぶらない地域につきましては、年度内にできるだけ完成したいと考えておりますが、これも本数が多くて現在災害査定中でございますが、どこまで認められるかという部分において年度を越す場合も出てくるかと考えております。

○根本委員長

昌浦委員。

○昌浦委員

やはり、インフラの中では道路って一番最優先なんですよね。何にしても物流にしても人の移動にしても道路を通らなきゃならないので、できるだけ早い時期に旧に復するように努力をお願いしたいと思います。

○根本委員長

戸津川委員。

○戸津川委員

資料2の19ページ被災事業者支援事業についてお伺いいたします。対象となる事業者のうち2のところですが、個人の方ですが、まず確認したいのはアパートなどを経営している方、貸家業をなさっている方も対象になるのかということと、その方が例えば何棟もアパートを持っていらっしゃるれば、それが一つ一つ対象となって一つ一つ申請ができるのかどうかそのことと、ここにただし書きのところに義援金等をもらった人は対象外とあるんですが、他の市町村で例えば義援金をもらった人で、多賀城市内で事業を営んでいる人、そういう人は対象になるのかならないのか、その3点先に確認します。

○根本委員長

商工観光課長。

○佐藤商工観光課長

今御質問いただいたアパートとか貸家を経営なさっている方については基本的に対象となります。アパートの棟数、貸家を例えば5軒も10軒も持っていたとしても、5軒持っていたても1軒持っていたても同じ。その方が例えば事業所が例えば、その方が復旧50万円以上かかっていたら5万円、100万円以上かかっていたら10万円という形で同じになります。それから、これは他市に住んでいる方という意味で御質問なんだろうかと思えますけれども、多賀城市内で事業を営んでいる方が対象でございますので、他市町民も当然、多賀城市民であることを問いませんので対象とはなりますけれども、他市においてやはり生活再建支援制度なり住宅応急修理制度を受けていけば対象外と考えております。

○根本委員長

戸津川委員。

○戸津川委員

わかりました。

被災者生活再建支援制度とか、ここに書いてあるただし書きの住宅応急修理制度などというものは、商店に、お店に対して出た制度なんでしょうか、この二つの支援制度というのは。

○根本委員長

商工観光課長。

○佐藤商工観光課長

例えば、御自宅とアパートが同じ場所であれば、また別かもしれませんけれども、例えば、自宅は高台にあってアパートが津波地域にあったという場合、当然生活再建支援制度ということは受けられないんですけども、どちらも津波地域にあった場合、自宅の方で生活再建支援制度なり応急修理制度の方を受けておられる場合があります、それらの方は基本的には今回は対象外とさせていただくということでございます。

○根本委員長

戸津川委員。

○戸津川委員

聞き方が悪かったかもしれません。この二つの制度というのは明らかに住宅に対しての制度でございます。であるならば、私たちが委員会の中で話し合ったときの議論は、やはり先ほども言われたように御自宅も被災に遭い、お店も被災に遭っているという方も大変多い、そういう人を私は念頭に置きながら議論に参加したわけですが、そういう方に対しては住宅の再建に対しては確かに支援制度をいただきました。しかし、お店に関しては何ら支援がない中で復興を目指して本当に必死になって頑張っている、そういう人たちに対して幾らかでもお見舞金、御苦労さまですという気持ちをあらわそうじゃないかというのがもともとの支援制度の立ち上げの要求の根っこにあったと思うんです。それがこういう制度を利用した人はだめですよとなると、私たちの願った制度とは、少なくとも私が願った制度とはかけ離れていて申しわけがなくて本当にどんなふうに説明しようかと迷ってしまうんです。期待をなさって私本当に早合点でしたから、新制度ができたと本当に大喜びをしたわけですが、このただし書きの中に一部損壊と同じようなただし書きを入れているということは、私は趣旨が全く違ってくるのではないかと、ここところはいかがでしょうか。

○根本委員長

商工観光課長。

○佐藤商工観光課長

このたびの多賀城市被災事業者支援事業につきましては、先ほども申し上げましたけれども、事業者の方が、個人で事業をやっている方で被災者生活支援制度を受けられた方ももちろんいらっしゃいますけれども、何も一切受けられない事業者の方が結構多くの数に上っているということがございまして、とにかく何の支援も受けられていない方を今回救いましょうということでの制度でございまして、何らかの支援を受けていらっしゃる方は大変申しわけないんですけれども、今回は対象外とさせていただいたということでございます。

○根本委員長

戸津川委員。

○戸津川委員

そこは私の願いというか気持ちと被災者の人たちの願いと少しずれていると思います。確かに、何らかの支援金をもらったということはあると思いますけれども、本当に不十分な支援制度の中で必死になって御自宅も復旧をされようとしている、そういう人に対してお店も復旧したわけですから、私は二重に、住宅の方は住宅の方でお店の方はお店の方で復旧をしてくださいと、その願いが強かったということで、大変残念であるし、不十分な制度になってしまって申しわけないというか残念だなという意見を最後に申し述べておきます。以上です。

○根本委員長

佐藤委員。

○佐藤委員

何点かあるんですが、私も19ページ資料2にかかわって二つお聞きします。今、戸津川さんのお話、それから前の阿部委員のお話にもありましたが、どこかで受けている人にはもうこの恩恵は被災事業者支援事業のところでは受けられないというお話を先ほど課長は

されました。そういう中で、農業漁業水産業を営む事業者はこの範疇に対象とならないというただし書きがありましたけれども、この部分でこの人たちを外した理由はなぜだったのか、もう一回御説明をお願いしたいと思います。

○根本委員長

商工観光課長。

○佐藤商工観光課長

今回、農業、漁業、水産業を外した理由といいますのは、基本的には農業、漁業、水産業の関係でございますが、国なり県なりの方からそれなりの支援制度なり復旧事業が行われているということで、商工業者に関してはそういう制度すら何もなかったということで、今回はそういう意味で何らかの支援事業があるということでこれらの事業を外しております。

○根本委員長

佐藤委員。

○佐藤委員

資料1の73ページを見ると、農林水産業費で農業者の方には幾らか補助事業が適用されるということになっているようでございますけれども、そういう認識で、これはこういうふうに思っているんですか。

○根本委員長

農政課長。

○狩野農政課長(兼)農業委員会事務局長

先ほども申し上げましたが、農家の復旧のための支援ということで支援を受けているということでございます。

○根本委員長

佐藤委員。

○佐藤委員

農家、農業というか田んぼなり畑なりを復旧するための費用というのは補助以外の何物でもないですよ。そういう中で、漁業の方たちは今多賀城で漁業を営んでいる方たちというのはどういう恩恵を受けていますでしょうか。

○根本委員長

農政課長。

○狩野農政課長(兼)農業委員会事務局長

前にも昌浦委員にもお話し申し上げましたけれども、7名ございます。ノリとワカメ、アサリという形で7名の方が漁業を営んでおります。

それで、申しわけございません。今、支援の方法をどのようにしたらいいかということで漁協の方と検討を進めているところでございます。今漁協の方ではいろんな東部漁業、何

ていうんですか、復興組合みたいなものを東部とか北部とかいう形でつくりながら運用していくという形を、話がありました。それらについてどのような様相なのか我々ちょっとわからなかったものですから、今後県の方とかあるいは漁協の方、もう一つ7名の漁民の方々と今後打ち合わせをしながら進めていきたいと思っています。というのは今まで漁業関係者は全部海とかなんとかで操業というか復興のためにいろいろ資材を、資材というよりも壊れたものを運んだりなんだりしていたものですから、なかなか会えなかった。そんなことからこれから考えていきたいと思っております。

○根本委員長

佐藤委員。

○佐藤委員

ノリ屋、御承知のように2軒は全く御自宅もだめですし、その部分では一定の支援設けているんだろうと思いますけれども、さっきのお話の理屈で言うとどこかで受けているから支援はできないよということになるんだと思うんですが、漁業界全体で別建てでまた考える方向で何っていいんですか、今の話は。

○根本委員長

農政課長。

○狩野農政課長(兼)農業委員会事務局長

そのとおりでございます。漁業は漁業でこれから検討していきたいと思っております。

○根本委員長

佐藤委員。

○佐藤委員

ワカメ屋で自宅は津波と関係ないところに住んでいらっしゃるしまして、ワカメは全滅の被害を受けた業者を1人私存じ上げているんですが、あの方はこの制度の対象にもなると思うんですけれども、前向きに検討しているというところを心から信じましてここはしまっておきます。ぜひ早目に手をつけていただきまして再建を応援できるというような、ノリ屋はちょっと貞山掘があのでいたらくですから無理なんです、ワカメ養殖をやるのかなという気持ちでもいるようです。ぜひなりわいを再開させていくということは生きていくことにつながりますので、応援できるような仕組みを早急につくっていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

それから、下の6番目、申請から補助金交付までのフローのところ、(1)事業者がすべての書類を整えて多賀城七ヶ浜商工会に補助金交付申請書兼請求書を提出すると、なぜこういうものができたんですか。

○根本委員長

商工観光課長。

○佐藤商工観光課長

ちょっと質問の趣旨がよくわかりかねるんですが。

○根本委員長

佐藤委員。

○佐藤委員

直接市に持ってきてはいけないのでしょうか。

○根本委員長

商工観光課長。

○佐藤商工観光課長

大変失礼申し上げました。今回、多賀城七ヶ浜商工会に持っていくというのは、被災事業者の件数が1,000件くらいに上るだろうという中で、我々商工観光課の方でも今いろんな審査対応事業を取り組んでいる中で、窓口対応が非常に難しいということが一つございました。もう一つは、多賀城七ヶ浜商工会の方で市と一緒にいろいろな意味で商工振興の事業に取り組んでいただいているわけなんですけど、商工会の組織率がなかなか低迷している中で、今50%くらいかなという中で、ある意味商工会の方のPRの舞台にさせていただければなという思いもがございます。そのような理由、二つの主な理由で商工会さんの方に委託をしたということです。

○根本委員長

佐藤委員。

○佐藤委員

今、課長、申しわけないんだけど、役所が立て込んでいて窓口対応が難しいというのは順序が逆だと思います。商工会を盛り立てたくてこういうところのステップを一つ余計につくったというのが最初に来るならわかりますけれども、一番最初に役所がそういうこととということは、私ちょっと納得できません。いかがですか。

○根本委員長

商工観光課長。

○佐藤商工観光課長

おっしゃるとおりだと思います。今理由として二つ申し上げましたけれども、この話をするとときに商工会と話しする中で、商工会の加入率を何とか上げましょうという中で、こういう機会にいろんな事業者の方とお会いするのがいいんじゃないでしょうかということで商工会とも合意の上今回の委託に至っておりますので、それが一つの大きな理由ということでございます。

○根本委員長

佐藤委員。

○佐藤委員

それでは順序を逆にさせていただいて、それはそれでいいとして、申請するのに商工会に入らなければだめだよということはありませんよね。

○根本委員長

商工観光課長。

○佐藤商工観光課長

そのようなことはないと思っております。

○根本委員長

佐藤委員。

○佐藤委員

なかなか商工会のメリットを見出して入ろうかなと思っても、この経済状況の中で難しく足踏みをしている人たちがたくさんいる中で、もし入らなければ受け付け自体が難しいような空気をつくることなどもないように、ぜひスムーズに右から左に受け入れていただいて受けられる補助は全部受けていただけるようなそういう仕組みの空気づくりもしっかり目を配っていただきたいと思いますと思いますが、いかがですか。

○根本委員長

商工観光課長。

○佐藤商工観光課長

御質問の趣旨に沿って商工会と話を進めていきたいと考えております。

○根本委員長

佐藤委員。

○佐藤委員

よろしくお願いいたします。

それから、69ページのインフルエンザなんですが、保健衛生費のインフルエンザなんですけれども、これは予防接種事業というのはことし当初で上げた予算以上に、何ですか、これは。

○根本委員長

健康課長。

○浦山健康課長

予防接種ですが、これは先ほども説明しましたが、津波で被災した地域の方に個人票を今まで保健衛生推進員に持っていつてもらっていたんですけども、その地域の連絡網が壊れてしまって今回それができないものですから郵便で発送するという、その郵便代でございます。

○根本委員長

佐藤委員。

○佐藤委員

わかりました。聞き漏らしたんだと思いますが、ついでに言わせていただきますけれども、インフルエンザ、今から漏れている人にも送るとのことらしいので、ぜひ決算でもお話ししましたけれども、インフルエンザの予防接種、少なくとも被災された高齢の方々、そしていつもしている方々にはぜひ補助金の適用をさせていただきたいと思って改めてお願いをするんです。あのときは福祉部長は嫌だとは言わなかったような気がするんですけども、まだそれから3日、4日しかたっていないんですが、話題になりましたか。

○根本委員長

保健福祉部長。

○内海保健福祉部長

先般お答えしたとおりで、まだその辺のところについては話し合っておりません。

○根本委員長

佐藤委員。

○佐藤委員

せっかく漏れたところに送るんですから、そういうことも含めて検討していただきながら、ぜひうんと疲れていらっしゃる仮設にいる方とかあるいは自宅に避難していた高齢者の方たちなんかはとにかく疲れているんですよ。そういう中でインフルエンザが忍び寄ってくるということは大きく考えられる状況にあります。高齢者の方たちだけでも適用させていただけるようにあわせてお願いをしておきます。まず終わります。

○根本委員長

あと何人ぐらいいらっしゃいますか。

ここで休憩をいたします。再開は3時30分といたします。

午後3時18分 休憩

午後3時30分 開議

○根本委員長

それでは再開いたします。

深谷委員。

○深谷委員

61ページの地域交通ネットワーク、調査でということ、3年間ということなんですけれども、先ほどの利用者の人数をお伺いしますと西部バス2.5人ということに、1日の利用者ですが、万葉号でやったとき8.幾つということですね。無料でという部分と路線の関係もあったのかなと思うんですけども、まずもって西部地区の足のない方、車を持っていない方々ですとかそういった方々が本当に利用できる足が12月から試験運行されるということで、本当に素晴らしいことだなと思いますので、評価させていただきたいと思いません。

1点なんですけれども、これなぜ12月1日からという期日なのかなと。一応12月1日からとここでうたっているんで12月1日なんでしょうけれども、もし整いまして運用運行が早くなるというようなこともあり得るのでしょうか。

○根本委員長

行政経営担当。

○木村市長公室長補佐（行政経営担当）

今回補正予算でお認めいただいてからいろんな手続に入るわけなんですけれども、入札の手続及び業者が決まってから業者の方でバスの手配及び乗務員の手配という予定になっていますけれども、業者の方に確認しましても約1カ月は準備にかかるということですので、12月1日が逆にぎりぎりになってしまうおそれがあるということです。

○根本委員長

深谷委員。

○深谷委員

了解です。じゃあ12月1日からでも早い方ということなんですね。了解しました。一日も早く、万葉号なくなって西部の方々、バス出ないの、バス出ないのというお話がありましたので、12月1日からよろしくお願ひしたいと思ひます。本当に御苦勞さまでございしました。

それから69ページ、13節委託料で仮設住宅の管理運営業務委託料、これは今現在仮設住宅の方で共立メンテナンスの方入っていただいて、その管理で巡回等していただいて常駐もされているということで、住まれている方が安心して、悲しい事件とか事故とか、そういったことも他の市町村では起きていたりすることもあるんですけども、現在のところ多賀城市においてはそういうこともないということで、こういった制度を取り入れてやっているというようなものも他の被災地の方では今のところないのかなと思ひて、本当にこれもすばらしい事業だと思ひます。そこでなんですけれども、借上げの住宅で仮設に入る方と、アパート等借上げて住んでいられる方がいらっしゃると思ひますけれども、そういったところの管理についてもどうなのかなと思ひますけれども、今のところ借上げの住宅に関してもそういった巡回をして、共立で行っているようなあいつたものも私はやるべきかなと思ひますが、いかがでしょうか。

○根本委員長

保健福祉部長。

○紺野保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

いわゆるみなし仮設住宅と言われる民間アパートをお借りになって個々にお住まいになつた方々、借上げ住宅ということになりますけれども、今時点では個々のお住まいの方を訪問して、例えば健康状態がどうだとかこういった支援が必要ですかということでの訪問調査は、今の時点では考えておりません。

○根本委員長

深谷委員。

○深谷委員

私はやるべきであろうと考えております。仮設住宅の中での孤独死であったりとかいう部分も考えますと、みなし仮設住宅、借り上げてひとりで住んでおられる方は仮設でひとりで住んでおられる方と何ら変わりございませんので、そういった方々のケアというのも最初の支援としては必要なものなのかなと思うので、私はやるべきだろうと思っておりますので、ぜひ検討する課題としていただきたいと思いますので、いかがでしょうか。

○根本委員長

保健福祉部長。

○内海保健福祉部長

なかなか、集団で生活している仮設住宅といろんなところに点在しておられる借り上げ住宅にお住まいの方々とは、扱い方が違うということについては御理解いただけるかと思えます。これは方法の問題なんですけれども、例えばその地域の民生委員の皆さんの協力をいただいて、なるべくそういった方々の情報を補足していただくとかいったような方法によってどんな支援が可能なのかどうかという部分については検討する余地が当然あるかと。民生委員の皆さんにつきましてはそういった形で活動していただいているという部分もございますので、それらの部分も考慮に入れながらどういった支援が必要なのかどうか、その辺を方向を探っていきたいと思います。

○根本委員長

深谷委員。

○深谷委員

民生委員と協力しながらそういった方々一人も出さないように、また、そういった方々の支援ということで、多賀城市以外に借り上げしている方もいらっしゃると思いますので、本当に範囲が広がってしまうところもあるかもしれませんが、そういったところも行政間の連携であったり取り組みの内容ぜひ精査していただいて、そういったことも進めていただきたいなと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

それから、73ページの商店街共同施設設置補助事業、これは桜木と大代の街灯ということだったんですけれども、桜木はまず飲食店街のあそこの通りのところという認識でいいのかということと、LEDにして管理等については今まではあそこの商店会とかそういった方々の会費で行っていたかと思うんですけれども、今後はその辺どういうふうにランニングコストがかかる部分であったりとか修理というところに関しては今後もそういう形態をとっていくのかお伺いいたします。

○根本委員長

商工観光課長。

○佐藤商工観光課長

桜木の商店街は駅前通りかということですが、そのとおりでございます。駅前通り商店振興会という名前で街路灯の運営をしております。今LED化をして今後どうなんだという話でございますが、実はLED化する一つの理由が、電気代が4分の1から5分の1ぐらいになるだろうということで、実は駅前通り商店会振興会、会員の店舗がかなり津波でやられて、今あそこで実際に営業なさっている方は震災前の3分の1、4分の1という状態になっております。今後、復興していく中でまた会員が戻ってくる部分も当然考えられますが、会員が相当数減るだろうということでLED化をしたいということでございます。今後

の管理方法については、これまでどおりの方法でございまして、ただし電氣量が4分の1、5分の1になることや電球そのものが通常の電球と比べて相当長期にわたってもつ、10年ぐらいはもつという話を聞いておりますので、そういった意味で管理運営費はこれまでに比べて格段に低くなるだろうということで、それなりの少ない会員数でもやっていけるのではないだろうかと考えております。

○根本委員長

深谷委員。

○深谷委員

一日も早い、あそこに街路灯がとまって、今は取り壊しをされていて大家たちのお話をお伺いするとあそこにまた店舗をつくって商店街活性化していきたいなというお話もお伺いしております。ということなんですけれども、要は管理をするのに当たって、たしか商店街の方々年間1万2,000円、月1,000円の、そういった部分のお金の管理をしていただくのも商店会の方なんでしょうけれども、いろんな課題もあるようでございますので、そういった課題も今後商工観光課が窓口となっていていろいろ解決しながら前に進めていただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

○根本委員長

松村委員。

○松村委員

3点お伺いいたします。まず1点は今の同じ地域交通ネットワーク構築事業の関連、61ページです。2点目が71ページの生活環境課ごみ減量・分別促進事業について、3点目が75ページ中小企業等経営再建事業について、この3点についてお伺いいたします。

まず初めに、地域交通ネットワーク調査構築事業についてでありますけれども、今回は西部の方で新しく新設するためにこういう調査事業を3年間やるということで、御説明でした。東部に関して、その中で仮設住宅がそこに新しいバス停を設けていただくということで、西部の方はいいのかなと思います。東部に関してでありますけれども、やはり今回の一つの事業目的の中に仮設住宅の方の交通の利便性を図るということが大きな目的の一つに入っていると思いますけれども、東部の方の3カ所、多賀城中学校、野球場、勤労青少年ホーム跡地ですね。ここの3カ所のバス停は今までの既存の多賀城東部線を利用した皆さんにここの場所を利用していただくということだと思っておりますが、そのバス停は近くに皆あるのでしょうか。その点をお伺いしたいことと、もしなければこの仮設住宅にも回っていただくようなそういう申し入れとかはするのか、その2点についてお伺いします。

○根本委員長

行政経営担当。

○木村市長公室長補佐（行政経営担当）

多賀城東部線のバス停につきましては、老人福祉センターのところの近くにバス停が来ておりますので、そちらの方を仮設住宅の方々には御利用いただきたいと思いますと思っております。またこのほかに、こういった仮設住宅を市内のスーパーの方で無料買い物バス、多賀城駅も経由しながら回しているものがございます。各仮設住宅、1日4便回っておりますので、それと西部地区についても時間帯競合しないようにとかその辺で調整してまいりたいと思います。

○根本委員長

松村委員。

○松村委員

老人福祉センターのところのバス停を利用していただくという3カ所の方と、あとは大型スーパーのバスを利用していただくという方向で対応していただきたいと考えているということですか。皆さん病院に行くのにやはり大変だというお声聞きます。タクシー代がもう往復で何千円もかかるということで、そういうお話も聞いていましたので、果たして老人福祉センターの方は青少年ホームとか多賀城公園の方はいいのかなと思いますが、多賀城中学校の方に関しては大型スーパーのバスで果たして可能なのかということと、バス停がここまで、老人福祉センターでは遠いのではないかということがありますけれども、その点はいかがでしょうか。

○根本委員長

行政経営担当。

○木村市長公室長補佐（行政経営担当）

東部線のバス停に関しましては老人福祉センターの前と警察学校の前にもバス停がございますので、そちらの方を活用いただければと考えております。病院の行き帰りということですが、ただそういった御希望されている方がどこの病院に行くのか、そこが問題だと思っておりますけれども、すべての病院に、市外の病院とかそういったところではバスの方がなかなか対応が今すぐは難しいと考えております。

○根本委員長

松村委員。

○松村委員

この東部線とか既存のそういうもので対応できる路線であるところに行けるのであればそれを利用していただくのがいいと思うんです。そういう意味で、バス停とかそういうのがどこにあるのかということが、高齢者ですよ、大体。若い人は大体車を持っているので大丈夫なんですけれども、高齢者の方が車も運転できない、なかなかバス停が遠いという部分で厳しいのかなと思いますので、鶴ヶ谷の公務員住宅の付近ですか、そこを利用していただくという方向で考えているということですね、わかりました。

2点目、ごみ減量分別促進事業で、説明によりますと津波とかで被災したごみ集積所をこの補助事業で復旧していきたいということですが、ごみ集積所というのは今まで伺っていた範囲では地域で、行政区でそれをつくらなきゃないんだということで聞いていましたけれども、これは全額市で、今回に限ってしてくださるということでとらえていいのでしょうか。

○根本委員長

市民経済部次長。

○伊藤市民経済部次長(兼)生活環境課長

委員がおっしゃるとおり、ただいまお話しのとおり地域の家庭用ごみの集積所については地域が運営管理するものでございますが、このたびの震災、津波による浸水等で集積所も

60カ所、調査した結果ありましたことから、それを市がその原状復旧する費用を補助すると、こういうことでございます。

○根本委員長

松村委員。

○松村委員

ありがとうございます。本当に地域にとっては行政区にとっては本当に喜ばしい事業かなと思いますので、よろしく願いいたします。

最後ですが、75ページの中小企業経営再建事業についてですが、説明によりますと約2,000平方メートルの土地を10から20軒の仮店舗、そういうものを仮店舗を建てて3年間使用していただくという説明でありましたが、これは本当に八幡とか桜木で津波の被害を受けた事業者にとっては復興のきっかけとなる大変有効な事業と思いますので評価させていただきたいと思います。この事業について今説明いただいたほかにもう少し詳しい説明をお願いしたいんですけれども、まず2,000平方メートルという場所はどこを考えておられるのかということと、10店舗から20店舗募集かけるんだと思いますが、これから募集なんですよということの確認ですね。あとはどのような商店街というんですか、イメージされているのか、その3点について伺いいたします。

○根本委員長

商工観光課長。

○佐藤商工観光課長

中小企業等経営再建事業について御質問いただきましたのでお答えいたします。まず場所の方は、仮店舗、仮設事務所の対象としている事業が桜木とか八幡の、あの地区の方が店そのものを失ったという事業主が非常に多いものですから、例えば事業所、事務所であるとか工場であれば、ある程度大きな道路に面していればそれなりの利便性があるということで成り立つんですが、店舗の場合はある程度立地条件が繁華街に近いであるとか人通りの多いところでないといけないということもございまして、できれば桜木、町前、八幡の通り近辺で今探しております、一部土地の地権者さんと今打診中でございます。店舗については一応10店から20店というのは議会の方で予算をお認めいただければ公募してということですが、このような話があるということでよく市の方で仮店舗はつからないんですかという問い合わせは実際前々から来ておまして、それらの方々と公募することによってそれらの件数になるのかなと思っております。基本的に、土地は市で借りて用意をするんですが、もしくは本来であれば市の土地、市有地が最適なんですが、無償で使えますので、ところが、あの近辺に適当な面積のそういう市有地がないということで、結局土地を探していてこのような形になったわけですけれども、建物の方は中小企業整備機構という中小企業庁の外郭というか独立行政法人ですけれども、こちらの方で建てていただいてプレハブの建物で大体1カ所当たり30平方メートルから50平方メートルということで聞いております。電気と水については全部用意していただいて、トイレについては共同という形で聞いております。どのような商店街になるのかということですが、今問い合わせ来ているところは、事務所系というよりは飲食店の方が非常に多いので飲食店中心の仮店舗が中心になるのかなと考えております。

○根本委員長

松村委員。

○松村委員

わかりました。場所に関しては桜木、町前その辺というお話でしたが、市有地だったらいいんですけどもということで、ただないということなんですが、多賀城の駅前とかの市有地は、多賀城の駅前にありますよね、市有地、長崎屋とか、あの辺はどうなんですか、利用できなかったんですかねということをお伺いしたいと思います。

○根本委員長

商工観光課長。

○佐藤商工観光課長

駅前の市有地というのは長崎屋跡地のことでしょうか。今回仮設店舗の場所としてはいいのかもしれませんが、3年ほど利用したいと考えておられて、というのは仮設店舗も1年で終わりということになってしまえば仮設店舗であろうともそれなりの設備を業者が準備したりなんだからということで、1年でさようならということでは投資効率として非常に悪いということで3年ぐらいということにしているんですけども、3年を駅前のあの土地を使うとなると、今後の駅前の用地の今後の利用計画なり処分なりそういうことにかかなり影響を及ぼしてしまうということで、今回はそこ以外のところを探したということでございます。

○根本委員長

松村委員。

○松村委員

あそこの有効活用に影響を及ぼすのではないかとということで、別な桜木、町前を探しているということで、そういうふうには長崎屋の跡地がなれば最高だと思いますけれども、その3年間あいていたというのであれば何のためにあけていたということにならないようその辺も取り組んでいかなきゃいけないのかと思います。いずれにしても、本当に先ほど言いましたように被災された商店の方に対しては大変復興のきっかけになる大事な事業ですので、ぜひ成功されるようお願いしたいと思います。以上でございます。

○根本委員長

藤原委員。

○藤原委員

資料2、19ページ、20ページの件について質問させていただきます。まず、被災者生活再建支援制度等を受けた方については、対象外されております。これは市長に率直にお聞きしたいんですけども、被災者生活再建支援制度というのは十分な額が補助されているという認識なのかどうかということについてお答えいただきたいと思います。

私の見解では、例えば全壊で建てかえをやる場合、基礎支援金が100万円出る、さらに加算支援金が200万円出る、義援金が50万円、50万円で100万円出るとして全部で400万円になりますね。建てかえやるとなると1,000数百万円かかるでしょう。そうすると、4分の1とか5分の1という額にしかならないです。それから、大規模半壊あるいは全壊の認定を受けて修理して住むという場合にやはり800万円とか900万円とか1,000万円とかかかるでしょう。その場合に出る生活再建支援金というのは基礎支援金100万円と加算支援金100万円とそれに50万円、50万円の義援金が出たとしても300万円にしか

らないんですよ。そうすると必要額の3分の1とか4分の1とか5分の1ぐらいのお金しか、実際はあてがわれていないということになるんですね。私はそういう認識なんですが、市長は現在の被災者生活再建支援制度というのは十分だという認識なのかどうかということをまず、お答えいただきたいと思います。

○根本委員長

市長。

○菊地市長

十分か不十分かというのはケース・バイ・ケースで違うかなという思いはいたします。私も個人的に1階が店舗で2階に住まいされている方で一部損壊しか使われていなかったという方ですけれども、全部直すとするとやはり300万円近くかかるということで、大工さんの見積もりをとった。高齢でお母さんが90歳、自分が70歳になる方ですけれども、とてもじゃないけれども、なかなか大変なんですよというお話はいただきました。その方が標準になるかどうかは別として、今回とった措置、これは満足不満足というのはかなりあると思いますけれども、これだけの罹災した方々に対してある程度多賀城市でも何らかの手だてをしなくちゃいかんだろうという思いからこの事業を考えたわけですから、その辺についてはぜひ藤原委員御理解をいただきたいと思います。

○根本委員長

藤原委員。

○藤原委員

私がお聞きしたのは、被災者生活再建支援制度について十分だという御認識ですかと聞いたんです。今出された議案じゃなくて。被災者生活再建支援制度について十分だという認識ですか。例えば、県の市議会議長会は現在の被災者生活再建支援制度では不十分なのでもっと充実してほしいという要望を国に出しているようなんですよ。例えば、県の市長会とかで今の被災者生活再建支援制度は不十分なのでもっと充実してくださいというような要望を国に上げているとかいう事実はないですか。

○根本委員長

市長。

○菊地市長

まだそれは聞いていません。

○根本委員長

藤原委員。

○藤原委員

それで、市長御自身の認識はどうですか。被災者生活再建支援制度の現在の到達についてどういう御認識ですか。

○根本委員長

市長。

○菊地市長

ちょっと私も意味を恐らく取り違えているのかなと思いますけれども、藤原委員がおっしゃっている意味がちょっと理解できないところがありますので、答えられない。

○根本委員長

藤原委員。

○藤原委員

被災者生活再建支援制度は十分だと思いますかと聞いているんですよ。極めて単純な質問ですよ。県の市議会議長会なんかでは不十分だからもっと充実させてくれと言っていますよ。市長会サイドではそういう動きはないんですかと聞いています。

○根本委員長

市長。議案でなくて支援制度のもので、今の制度で十分ですかと。市長。

○菊地市長

そっちの方、私こればかり考えていたものですから申しわけないです。それは当然十分だという思いはいたしません。

○根本委員長

藤原委員。

○藤原委員

私もそう思うんです。多分市長会でもそういう見解出して国に要望しているんじゃないかと思うんです。市議会議長会でもそうなんです。それで、その上でお聞きしたいんだけど、不十分だと思いながら、被災者生活再建支援金もらっているからといって全然関係ない金を出さないということになるのかと、私は十分にもらって余るといふぐらだったら、余るんだったら自宅でもらったものいいから店舗に回しちゃえとかというんだったらまだわかるんだけど、市長自身も不十分だと思っていると、不十分だと思いながらそれをもらったからといって全然関係ない店舗の方も出さないとしちゃうのは理屈に合わないんじゃないかと思うんですけれども、どうですか。私は理論的な制度じゃないなと思うんですけれども。

○根本委員長

市民経済部長。

○永澤市民経済部長

今回提案させていただきました被災事業者支援事業につきましては、そのほか一部損壊住宅に関しても同じことが言えるのでございますけれども、大きな被害を受けながら支援が全く、手が差し伸べられていない、いわばすき間に入った方々をどのように支援しているかという前提で考えておりますので、そういう方々をまずできるだけ支援できるような形で案をつくったものでございます。

○根本委員長

藤原委員。

○藤原委員

この被災者、戸津川委員が指摘したんですけれども、被災者生活再建支援制度とか住宅応急修理制度とか義援金とか、これはすべて居宅が対象ですよ。居宅対象で行われているわけですよ。居宅に対してお金が出ているわけですよ。居宅に対してお金が出ているからといって被災事業者にお金を出しませんというのは、あんたは児童手当もらっているから脳ドックの検診受けられませんよと言っているのと同じじゃないかと、全然関係ないことを無理やり結びつけて、だから出さないとやっているのと同じになるんじゃないか。どうも理論的じゃないなと、理論的じゃない。だから例えば、高台にうちがある人はうちに被害がないわけですね。店舗が被災地域にあって、その場合にはこれが該当するんですけれども、どちらも被災地域にあったのは居宅に対してあくまでお金が出ているわけであって、事業所には全然金が出ていないわけです。だから、関係がないものを無理やり結びつけているんじゃないかという気がするんですけれども。そういう意味で私はどうも理論的じゃない、役所の制度としてはどうも役所的じゃないなという感じがするんですけれども。そういう感じがしませんかね。理論的じゃないと思うんですけれども。

○根本委員長

副市長。

○鈴木副市長(兼)総務部長(兼)総務部次長

まず、被災者生活再建支援制度につきましては、藤原委員もおっしゃられるとおり今回の災害が非常に広範囲に及んでいるということがあって、義援金も十分行き届いていない、過去の災害からするともっと義援金の額が多かったりということもあるわけなんですけれども、そういうことが前提で成り立っている支援制度なわけですから、額にすると必ずしも十分でないということは確かに言えると思います。その中で今回市の施策として用意しました事業者支援事業は、議会からもいろいろお話しされましたけれども、いろんな支援制度が、いろんなパターンが何重にも組み重なるような支援制度になっております。その中で、残念ながら何も手の届いていないところがあるんじゃないかというお話があったものですから、そこにまず手を届かせようということの趣旨でございますので、それをさらにまた伸ばすということではなくて、今まで手が届いていないところに手を入れるんだということで用意した制度ですので、その辺ひとつ御理解いただきたいと思います。

○根本委員長

藤原委員。

○藤原委員

とにかく、内容は不十分なんですけれども、出したことは評価しているんですよ。そういうことで聞いてほしいと思うんですが、いずれにしても理論的じゃないです、この制度は。私はなかなか説明に苦労すると思うんです。

それから、対象なんですけど、法人については先ほど説明がありました。二つ目、個人で多賀城市内で事業を営んでいる方ということなんですけど、これは例えば労働組合なんかで事務所を持っているんだけど、被災して津波をかぶってコピー機から何から皆やられて大変だということもあるんじゃないかと思うんです。それから、市民団体というのがありますね。そういうところも事務所で被災しているというのがありますが、それはこれを見ると除外しているようなんですけれども、どういう考え方で除外したのかと、あるいは全然そういうことを考えてもみなかったということなのか。その辺御回答をお願いしたいと思います。

○根本委員長

商工観光課長。

○佐藤商工観光課長

今回対象事業者というのは、法人については先ほど御理解いただいたということですが、個人については先ほど農林水産業は入りませんが、それ以外の事業を行っている、事業を営んでいるものと考えておまして、例えば事業を行っているといういろいろなものがあるんですが、郵便局とか入るのかとか、放送局等が入るのかとかいろいろあるんですが、今考えているのは中小企業振興資金、市の方であっせんを行っておりますが、そのあっせん対象となる事業者と基本的には考えております。ですから、そこで除外されるのが、先ほどおっしゃられた市民運動を行っている団体の事務所は対象になるのかといえますと基本的には対象とならないと考えておまして、またそのほかに公序良俗に反する事業者であるとか一部風営法に係るもので接待等を伴うような事業者も例えば中小企業の振興資金の方はあっせんできないことになっていきますので、そちらも対象外といったようなことが考えられると思います。

○根本委員長

藤原委員。

○藤原委員

わかりました。

次に20ページです。1の対象となる住宅所有者の(1)分譲マンションも含めましたね。これは評価したいと思います。具体的にマンションの居住者の場合どういう計算をするのか。例えば、共用部分で1,000万円かかりました。入居者が50戸ありました。そうすると共用分の負担額が20万円ぐらいになるのかな。自分のうちの修理したら30万円かかりましたと、トータルで50万円と見るということでもいいのか、それとも共用部分は除外すると考えているのかその辺についてはどういう整理をされているのか。

○根本委員長

建設部次長。

○鈴木建設部次長(兼)都市計画課長(兼)多賀城駅周辺整備課長

一応、基本的には専有部分のみの補修ということで考えております。

○根本委員長

藤原委員。

○藤原委員

専有というのは自分の部屋だけということですか。

○根本委員長

建設部次長。

○鈴木建設部次長(兼)都市計画課長(兼)多賀城駅周辺整備課長

共用部分の廊下とか除いて自分の部屋の中だけということです。

○根本委員長

藤原委員。

○藤原委員

それは国の考え方とちょっと違うんですよ、それは。例えば、住宅応急修理制度は半壊以上使えますね。半壊以上使えるんだけど、共用部分に使えるのか使えないのかということが国との間でうんと大きな問題になったんですよ。結局、最後はどこに落ちついたのかというとマンションの廊下とか玄関とかエレベーターは自分の部屋の一部なんだと、そういう考え方で住宅応急修理制度は共用部分に使えることになったんです。だから、そういう考え方からすると集合住宅に対するマンションに対する考え方の到達点からすると、共用部分を除外すると考える必要はないのではないかと私は思うんですけど、これはいかがですか。

○根本委員長

建設部次長。

○鈴木建設部次長(兼)都市計画課長(兼)多賀城駅周辺整備課長

確かに今言われたことも理解できますが、今のところ基本的には一部損壊ということから考えると、要するに生活に直接支障がないという部分で一部損壊の部分で改修あるいは修理する部分だけにとどめようという基本的な考え方を持っていますが、確認させていただいて、共用部分とあるいは外壁等も含めて確認させていただいて検討させていただきたいと思います。原則はそういうことで、専有部分ということで考えておりますが、ちょっと参考にさせていただくために確認させていただきます。

○根本委員長

藤原委員。

○藤原委員

実施が11月1日からなんで十分検討してください。一戸建ての廊下とはわけが違うので、やはり集合住宅というのは玄関があってエレベーターがあって廊下があって初めて自分のうちに来れるわけで、そこを自分の、あなたのものじゃないとするとうちが成り立たないですよ、マンションは。そこのところはよく、まだ期間があるので、検討していただきたいと思います。それから先ほど、阿部委員からの指摘があったんですけど、49万9,990円はゼロだと、50万円になると5万円。これは阿部委員は不公平だという言い方したんですけど、不公平というよりも逆転現象が生じちゃうわけだよね。要するに、46万円はゼロです。7万円でもゼロです。だったら無理して50万円まで工事伸ばして5万円もらった方がいいなということになっちゃう。それから、100万円を超えるかどうかという問題でも5万円か10万円かという問題になりますね。96万円ぐらいで済みそうだが、だけでも96万円だと5万円しかもらえない。あと無理やり工事代100万円に伸ばして10万円もらおう、そんなことに、これは人間だからなるだろうと思うんです。逆転現象が生じる、その境のところ。そういう点からいうと私は阿部委員から提起があったように何で一律10%にできないのかなと、90万円なら9万円、80万円なら8万円、非常にすっきりしてさっき言ったような無理して100万円に寄せようとかそんなことは全然考

える必要がないんですよ。何でそうしないのかなというのが疑問なんです、ちょっとその辺再度御回答お願いします。

○根本委員長

建設部次長。

○鈴木建設部次長(兼)都市計画課長(兼)多賀城駅周辺整備課長

確かにわかりますけれども、他の、先ほど言いましたとおり5万円、10万円の設定の仕方をどのようにつけたかということもありますけれども、他市町村の状況を踏まえながらということでお答えしましたが、同じように50万円以上ということで一律5万円、100万円以上で10万円ということで設定させていただいたとお答え申し上げます。

○根本委員長

藤原委員。

○藤原委員

もうそういうふうにしか言えないということだな。

最後に、実施期間についてです。平成24年3月31日までということになっています。これは内々に、ちょっとそれまでは工事終わらないんじゃないのと聞いたら、実は来年度もやるつもりではいるんですということをごこの場所だったか忘れたけれども、聞いたような気がするんです。だけど、公の場所では、議会では平成24年4月1日以降どうするのかという説明については何もありません。今大工がいなくて工事いつ来るかわからないと、いつ完成するかわからないと、そういう状況なんですね。そうすると3月31日までにやりたくてもできない人がいっぱい出てくると思うんです。必然的に私は来年度以降もやらざるを得ないと思っているんですが、この辺についてはどういうふうにお考えですか。

○根本委員長

建設部次長。

○鈴木建設部次長(兼)都市計画課長(兼)多賀城駅周辺整備課長

今藤原委員がおっしゃられたことが一番懸念されております。実際にそういう状況かと思えます。今年度中に想定している例えば住宅に関しては1,200戸を想定していますが、恐らく修理はできないんじゃないかと考えておりました。したがって、その状況を見ながら平成24年度に引き続きこれの実施も検討してまいりたいと考えております。

○根本委員長

佐藤委員。

○佐藤委員

被災事業者支援事業のところで、先ほど副市長、いろんなパターンがあって全く手がついていないところに何とか手を差し伸べたい思いだということをお話しされていましたが、これでもまだ救われない人のお話を一つ二つお耳に入れながらさらに充実をしていただきたいということをお願いしておきます。

2階にお店がある人で、1階が被災したために営業できないで、もう電気は来ないし2カ月ぐらい休まざるを得なかったと、それで50万円修理費かかったかということとそんなにかかっていないんですね。余りかかっていなくて、10万円か20万円ぐらいの損壊なんですけれども、休業したダメージは大きいんですよ、2カ月も3カ月も。そしてやっとこさっとこ開業したんですけれども、何とか応援が欲しいという思いがあって、しかしこの制度だとそういう方には手が全然及ばないということになるんです。ですから、そういう方々もいるということをしっかり調査しながら、この制度のより充実を引き続きお願いをしたいと思うんです。多賀城からよそに出ていかなくて、本当に塩竈市に出ていきたいんですけども、ここはじっと我慢して多賀城でやると覚悟を決めて何年目かの営業に入って今頑張っているんですけども、そういう方たちに支援をしていくという大事な視点もぜひ忘れないで、前向きに制度の充実に向けてできれば今回そういう方も対象に、だからそのためにはやはり今藤原委員も言いましたけれども、かかった額の1割、5万円かかったら5,000円、最低1万円、そういう感じの救い方が一番理屈に合って気分的にも落ちる解決方法なのではないのかと思いますので、ぜひ改めて私からも再考、再検討をお願いしておきたいと思います。よろしくお願いをいたします。

それからもう一つ、バス路線（「答弁はいいんですね」の声あり）答弁、副市長。

○根本委員長

副市長。

○鈴木副市長(兼)総務部長(兼)総務部次長

今の事例ですけれども、そういう方も確かに、私の知り合いにもおいでになります。そういう方にどうやって手を差し伸べるか、気持ちは差し伸べたい、一方で公金という性格もあってどうやって公平性であったり公正性を保つかということも私たちの一つの課題になってまいります。そういったところを含めて、いろいろ事例を調査をしながら可能であればそういうこともいろいろ頭の中に入れてまいりたいと思っております。

○根本委員長

佐藤委員。

○佐藤委員

頑張っている営業して頑張っていたいただければ税金も入ってくるわけですし、ぜひ急いで充実をさせる方向でお願いをしたいと思います。

バス路線です。一定の充実が図られたと思います。先ほど東部線のところで仮設住宅が3カ所集まっているところでバス停は青少年ホームを利用してほしい、あるいは大型スーパーのところのバス停、警察学校、その辺を利用してほしいということだったんですけれども、野球場の仮設住宅の限りにおいては、これはなかなか坂が長くならだらと続いていまして大変なんですけど、住宅も170戸近くあるという点では、そこに上って来ていただくということは必要ではないかと思うんですが、この点ではいかがですか。

○根本委員長

行政経営担当。

○木村市長公室長補佐（行政経営担当）

多賀城公園につきましては現在御利用いただける路線としては多賀城東部線というところがございすけれども、東部線を変更してくるといふとバス車両自体が入れない大きさになっておりますので、それは難しいのかなと思ひます。また、先ほど大手スーパーのバス停ということで御紹介申し上げましたけれども、そちらは多賀城中学校と多賀城公園の間あたりにバス停があるはずなんです。だから、坂道云々というところちょっとあれですけども、一番近いところにはバス停があるという形になります。

○根本委員長

佐藤委員。

○佐藤委員

バスの大きさからいって無理だという点では多賀城市独自だけではないので、バスの大きさを変えろとか、そういう乱暴なことはなかなか言えないと思うんですが、あそこの仮設にいる人たちが今何が本当に大変だかという、あの長い坂を上りおりするのが嫌で裏口にある階段を利用しているんですね。スーパーに続く階段を。あの階段が鉄製のために、今から冬になったら大変危ないんです。凍りますから、必ず、日陰ですし。ですから、あそこのバス停をだめならそこ変えろと私言いたかったんですけども、凍らないものにしていただきたいと。しかも、階段の幅がありまして、高齢者は足が上がらないんです、階段に。上の方は狭くなっているけれども、下の方はこのぐらい、足上げるのにうんと苦労するくらい幅広い段差になっています。ぜひあの階段見直してください。そして凍らないものあるいは凍りにくいもの、とにかく危なくないようにしていただきたいというお願いが一つありますが、いかがですか。

○根本委員長

保健福祉部次長。

○紺野保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

ただいまお話がありました件につきましては、社会福祉課の方で対応を検討しております。

○根本委員長

佐藤委員。

○佐藤委員

じゃあ寒くならないうちによろしくお願ひします、解決していただきたいと思ひます。

それから、バスに関してはもう一つなんです、この新しい導入されたバスは来年4月から100円バスになるとお話がありました。同じ多賀城市内を走ってこの4月から100円バスになるときに、東部バスを利用される方は100円バスを利用できないということになりますよね。これとの整合性はどのようにお考えになっていますか。

○根本委員長

行政経営担当。

○木村市長公室長補佐(行政経営担当)

委員御指摘の路線については恐らく多賀城東部線のことをおっしゃっていると思うんですけども、七ヶ浜町と共同で運行している関係で、七ヶ浜との協議が必要になってまいります。また、七ヶ浜で運行しておりますぐるりんにつきましては、町内は100円ですけども、市外に出ると距離に応じて400円までの設定となっております。したがって、その辺のところとの調整、どうしても七ヶ浜との共同運行ですので、それは調整をしながら行っていきたいという形で考えております。

○根本委員長

佐藤委員。

○佐藤委員

調整というか、七ヶ浜がそれをやっているんだから多賀城がそれをできない理由はないし、多賀城もそれをやるべきだと思うんです。同じ多賀城市内を利用している方たちが、片方は100円バス利用できて、こっちは100円バス利用できないと言っているのでは、これは大問題だと思うんですが。検討を要するじゃなくてやっていただきたい。

○根本委員長

行政経営担当補佐。

○木村市長公室長補佐（行政経営担当）

ただいま御回答申し上げた内容ですけども、多賀城市内だけが100円で七ヶ浜町に行ったら150円、200円になるような形でいいんじゃないかというお考えだと思うんです。逆に、七ヶ浜町から来たときに100円、その辺、収支上どうしても運行負担金の負担等絡んできますので、その辺、七ヶ浜町と協議した上で結論出したいと思います。

○根本委員長

佐藤委員。

○佐藤委員

運行負担金絡んでくるのは当たり前で、それは当然のこととして市が負担しなければならぬと思いますし、それは多賀城市に入ったら多賀城市の大代の外れから利用する方は市内は100円ですよという方向にあるべきだと思いますので、ぜひやっていただきたいというお願いをしておきます。

○根本委員長

昌浦委員。

○昌浦委員

資料2、20ページなんですが、みずから居住の用に供する津波地区以外の住宅所有者の括弧の中の分譲マンションの居住者なんですね、私は。そこでなんですけれども、きょう実は私どもの管理組合で午後7時半から建物にひびが入っているのでその説明会並びにこれからどう修理していくかという会合があるんですよ。そこでなんですけれども、私も区分所有をおさらいしていないので、建物の妻側とかはりの部分、はりというのかな、柱の部分とかなかにかに物すごいひびが入っている状況が散見されるんですよ。そういう場合は、居住部分としてみなさないのかどうかということなんですね。先ほどの藤原委員の理論からいくとエレベーターに乗って廊下を通らなければ居住地まで届かないというのがマンシ

ヨンの特徴なんですけれども、もしそういう場合に、120戸うちはあるんですけれども、管理組合に個々に分けてやるものなのか、あるいは管理組合として修理した部分にも救いの手はあるのかどうか、お聞きしたいんですが。

○根本委員長

建設部次長。

○鈴木建設部次長(兼)都市計画課長(兼)多賀城駅周辺整備課長

先ほど藤原委員にもお答えしましたが、基本的にはマンションの内側というか自分の部屋で一部損壊の場合にその修繕金に対して補助金と払うという考えでございましたが、先ほど共用部分とか今昌浦委員が言われたとおり外側の柱とか外壁とかというところについてはどのような対処をするかということでございましたので、その辺私も不勉強でしたので、この事業がスタートするまでの間に確認した上で検討させていただきたいということでございます。

○根本委員長

昌浦委員。

○昌浦委員

わかりました。ありがとうございます。

実は屋根というのは私どもの方でいうと15階にしかないんです。屋根ないんです、最上階にしか。しかしながら今般の二度の大きな揺れというか一度目の揺れでもかなりたくさんなんですけれども、屋根部分あたりにもかなり亀裂などが生じているのではないかと懸念されているんです。その場合なんかは戸建ての場合は屋根も壁もすべて修理の対象になってマンションが居住スペースだけだとなったら、非常に限られてきて恐らく申請できないような状況になってしまうんですけれども、その辺で今検討して研究してくださるということをお聞きしたものですから一つ安心もしたし、ぜひとも当市は消防の観点からもしわば高層マンションを推進している地域であって、塩釜地区というのはマンションがかなり散見されるんですよ。ですから、やはり居住スペースだけ対象となってしまったんでは大変なつらい思いをする区分所有者がかなりいると思うので、御検討をよろしく願います。

○根本委員長

竹谷委員。

○竹谷委員

ちょっと確認したいんですが、1の73ページ、被害農家経営再建支援園芸施設生産復旧対策補助金事業ですが、これは集団組合が持ったところの対象じゃないですか、個人じゃなく集団組合。いかがですか。

○根本委員長

農政課長。

○狩野農政課長(兼)農業委員会事務局長

組合に対しての補助金でございます。

○根本委員長

竹谷委員。

○竹谷委員

先ほど来からナンバー2、19ページで農業を外した、除外にした、対象外にしたというお話でこの支援金があるから除外をしたという説明と私は解釈しておったんですけども、集団組合に対しての補助金であれば、対象とならない農業者を、農業の作業所とそういうものを対象外にすることがどうなのかという問題がある。組合でない人はどうするのか。これは、多分津波でハウスとか田んぼが塩田になったということの復旧作業のための補助金ですよ。であれば、西部地区はその対象外なんです。西部地区とかここ以外は、津波以外のところは。そうすると、そういうところの蔵が壊れたものに対して、例えばうちが壊れてうちで補助金もらっているからだめですよというのはわかるんですけども、蔵だけが被害に遭った、蔵とか作業所が被害を受けた場合対象にしてもいいんじゃないかという、私は解釈したんです。なぜ除外した理由なのか。先ほどの説明の理由と、私は整合性がとれていないと思うんですけども、いかがですか。

○根本委員長

商工観光課長。

○佐藤商工観光課長

今の御質問ですが、農業であるとか水産業であるとか、それらの各事業の業種というんですか、そちらの中で、農林水産省関係の補助事業なりなんなりが組まれるであろうことを想定して今回外しております。具体的に私もその辺勉強不足だと言われればあれですが、農林水産業に関しての具体的な補助事業がどういうものであるかという詳細をここで今、この事業があるからということ以外ということではなくて、業種全体としてそういうものが組まれるだろうということで今回外させていただいたということでございます。

○根本委員長

竹谷委員。

○竹谷委員

現在明らかに、農業は個々に対する国からの手当てとかそういうものないんでしょう。今後どうなるかわからないから、来るかもわからないからこのものから外したというのはおかしいんじゃないですか。現時点でこうだからこうだとしなければおかしいんじゃないかと思うんですけども、ここで回答しろというの無理みたいですから、検討するんじゃなく、研究してみてください。不公平が生じます。あなた方の説明は農業者にも補助金来ているから手当てをされているからこれは除外したというけれども、それは先ほど私がお話ししたように津波地区はだけれども、ただし農家個々じゃない。組合です。組合に入らなければもらえない、これは。恩恵はこうむられないという制度だと思うんです。そういう制度の内容も吟味をしてそういうところに入っていない方々にも対象になるような制度にしておくことが大事ではないかと思うんですけども、ここで答弁するの無理でしょうから、そのことをまだ実施まで時間がありますから、検討していただきたいと思うんですけども、これ課長に言ってもしょうがないからな、副市長どうですか。

○根本委員長

副市長。

○鈴木副市長(兼)総務部長(兼)総務部次長

まだ国の制度もいろいろ動くと思いますので、そういったものをよく的確にとらえて制度としてよく研究させていただきたいと思います。

○根本委員長

竹谷委員。

○竹谷委員

ぜひ不公平にならないようにしてください。

85 ページ。被害家屋解体事業 1,740 棟ありますという報告ですが、現段階で進捗率何% でしょうか。

○根本委員長

市民経済部次長。

○伊藤市民経済部次長(兼)生活環境課長

進捗率としては、現在約 1,200 件ほどの解体の申請がありまして、約 100 件ほどの解体が完了しております。以上です。

○根本委員長

竹谷委員。

○竹谷委員

何月から始まって少なくともまだ 1 割に満たない状況でどうなるんでしょう。これを促進するための策というのは何か考えていますか。

○根本委員長

市民経済部次長。

○伊藤市民経済部次長(兼)生活環境課長

受け付け開始したのが 5 月連休明けでございます。今後、これらに対応すべくスピードアップを図りながら、できる限り明年 3 月まで年度内の解体工事を進めてまいりたいと、このように思っております。以上です。

○根本委員長

竹谷委員。

○竹谷委員

ですから、それはわかるんですよ、目標は。そのために到達して今まではこういう原因があって 100 戸しかやっていない。少なくとももうすごいですよね、すごい量が残っている。これから雪も降ってくる、いろいろ降ってくる。その中で、どういう今までのやり方と違ったやり方でこういうやり方をするから 3 月までには促進、全部大体いけるんだという計画的なものがなければ、答弁にならないじゃない。今の時点で、今の段階ではそうはいかないでしょう。いかがでしょうか。

○根本委員長

市民経済部次長。

○伊藤市民経済部次長(兼)生活環境課長

約 1,200 戸のうち 100 戸ということでございますが、今後年度内に解体工事完了するためには 1 週間のうちに約 45 戸解体するペースに上げないと理論的には年度内に完了には近づくことはできないということは、我々も問題意識として持っております。いずれにいたしましても、委託業者の方と十分綿密なこれからのスケジュール、現在もしておりますが、作業スケジュール、そして各解体工事現場に入るパーティーをふやしながら、業者の方もやりますということで対応しておりますので、我々はそういう環境を構築してできる限り年度内の完了を目指してまいりたいと、このように思っております。

○根本委員長

竹谷委員。

○竹谷委員

これ以上お話をしてもあれですか。週に 45 戸というのは大変な量です。1 戸解体するのに少なくとも 1 週間でやれというのは無理かもしれません。2 週間ぐらいはかかる、10 日ぐらいは最低でもかかる。ですから、その計画を実現するためにはしっかりとした計画を煮詰めて促進していただきたい。特に、仮設住宅に入っている方もおられます。「おらいのうちいつまでもああされて悲しいんだよね。壊してほしいって言ったんだけどなかなか壊してもらえないんだよね」という意見も耳にします。結果的にあの災害を早く忘れたい、自分の生活再建を早くしたいという思いだと思います。そういう意味においては、これの事業をもっともっと促進していかないとまずいんじゃないか。市民の安心安全を考えるならスピードを上げてやる方策をぜひ検討して実現してほしいということをお願いをしておきます。

次に、これもちぐはぐなんだよな。89 ページ、総合体育館の災害復旧工事 1,500 万円組んでおります。どういう工事が知りませんが、11 月 1 日の市制施行までは完成するのでしょうか。

○根本委員長

生涯学習課長。

○永沢生涯学習課長

まだ災害復旧工事の発注をしておりませんので、11 月 1 日までには完成しません。

○根本委員長

竹谷委員。

○竹谷委員

申しわけございませんが、市の行事が、総合体育館でやるというのに一般開放なぜできないのかという率直な疑問が市民に生まれるのではないかと思うんですけれども、その辺の市民感情は、どのように市民に理解していただくような方策を考えておられるんですか。

○根本委員長

生涯学習課長。

○永沢生涯学習課長

御指摘のようなことは十分想定をしております。11月1日はその工事を始まる前に今の段階で、今の状態で、被災した状態でできはしないかと、こういう検討での実施でありまして、災害復旧工事についてはその後の実施になりますから利用者の方々には災害復旧工事の完了後に利用していただきたいと、このように理解していただきたいと思います。

○根本委員長

竹谷委員。

○竹谷委員

市制施行企画運営する担当課としてはどのような感想を持っていますか。

○根本委員長

市長公室長。

○菅野市長公室長(兼)会計管理者(兼)会計課長

原課の方といろいろ調整はしております、私の方も現場確認しておりますけれども、市制施行を行う、今現在の状況でも市制施行を行うには十分可能だということで今回総合体育館の方で施行することにいたしました。

○根本委員長

竹谷委員。

○竹谷委員

ですから私が話ししている、市民から市制施行できるんだから体育館の利用を即やるべきじゃないかという意見が出た場合、開催主催する担当課としてはそういうものに対してはどういうぐあいな意見を申し上げていくんですか。市民に対してどういう説得、説明をしていこうとしているんですか。

○根本委員長

市長公室長。

○菅野市長公室長(兼)会計管理者(兼)会計課長

市民の方に対しましては、完璧な形で体育館を御利用いただきたいということで、まだ不完全な形ではあるものの、今回苦肉の策ということで総合体育館を11月1日の市制施行の方に使わせていただくという説明をしたいと考えております。

○根本委員長

竹谷委員。

○竹谷委員

不完全な施設で40周年記念という市のイベントを開催するということになるわけですがけれども、私はちょっと問題があるんじゃないかと。なぜ不安定なままで案内状を出してい

るんでしょう、多くのところに。それなのに、この施設は不安定ですから市民開放はできないけれども40周年記念だけはやりますという御説明をするつもりですか。それで市民が納得するでしょうか。いかがでしょうか。

○根本委員長

市長公室長。

○菅野市長公室長(兼)会計管理者(兼)会計課長

先ほど申し上げたとおり、市制施行を行う分については十分に機能としては使えるということでございまして、これが本来ある体育施設として使う部分では今後いろいろと補修が必要なのだらうと考えております。

○根本委員長

竹谷委員。

○竹谷委員

こういうところ、こういうところははっきりと問題があるから開放はできない。小体育館は今でも開放はできる。大体育館だけでないですから。大体育館はこういうものがあるから市制施行記念はこういうところを使うから問題ないんだ、市民開放するとこういう問題があるからだめなんだという問題意識は持っているんですか。

○根本委員長

市長公室長。

○菅野市長公室長(兼)会計管理者(兼)会計課長

市制施行関係に関しましては大体育室をメインに使いますので、小体育室等については使いません。そういったこともありまして、小体育室その他もろもろ弓道場ですか、そういった部分に関しましてそれなりに補修等が必要なんだらうという観点で見てございます。

○根本委員長

竹谷委員。

○竹谷委員

大体育室は大丈夫だということですね。確認しておきますよ。大体育室は大丈夫ですね。工事しなくても大丈夫だという発想ですよ、あなたの答弁は。そういう認識でよろしいんですか。

○根本委員長

生涯学習課長。

○永沢生涯学習課長

大体育室も被害が出ております。したがって工事は必要です。ただし、市制施行記念式典をやるに当たって今の状態でも十分できるだらうという判断で11月1日のみ開催ということで、一般利用についてはピンポイントではなくて長期的に考える必要がありますから、11月1日だけはそこで開催を予定したと、こういう実態でございまして。

○根本委員長

竹谷委員。

○竹谷委員

きちっとここで話ししても理解してもらえないところもあると思いますが、市民が11月1日に市制施行の会場として使った。開放にはこういう問題があるから開放しないんだ、できないんだということをきちっと説明できるようにしておいてください。これが、市の記念式典で使って市民に使えませんかという理由にはなりません。私はそう思います。市民に対して使用したのはこういうわけで利用した、そして開放はこういうわけでまだ開放できないんだという説明責任をきちっと果たしていただきたいと思いますがどうか。

○根本委員長

生涯学習課長。

○永沢生涯学習課長

同様の認識をしておりますので、そういうお話をちょうだいした場合にはきちんとお答えをさせていただきたいと、このように思っております。

○根本委員長

竹谷委員。

○竹谷委員

教育委員会の生涯学習だけでなく、主催する担当部署においてもしっかりとお互いの意見、意思疎通を図っておかなきゃまずいと思いますので、十分意思疎通を図ってその辺について対応していただきたいとお願いをしておきます。

○根本委員長

市民経済部次長より訂正があります。

○伊藤市民経済部次長(兼)生活環境課長

ただいまの竹谷委員の質問の中で、約ということで概算数値を申し述べましたが、改めて先月末9月30日までの家屋等の解体件数を申し上げます。家屋等ということでこれには擁壁であるとかブロック塀も含んでの1,267件ございました。そのうち家屋については917件であります。完了報告書が提出されたものが既に9月末現在で77件、917件のうち77件ですから、完了報告が出たものが8.4%でございます。9月末時点では残棟数が家屋については840件です。月4週といたしまして月約140件あるんですが、来年3月まで週にいたしますと約35件ということになります。また、家屋解体着手した件数であります。917件のうち224件、既に現場に入っております。着手率が24.4%。それから、市の方で受け付けをして承諾書を所有者の方、被災者の方に交付した件数であります。917件のうち769件、率にいたしまして83.9%。繰り返しになりますが、これから明年3月末に向けて解体事業を促進してまいりたいと思います。

○根本委員長

竹谷委員

○竹谷委員

わかりました。この促進するには、施主の方が業者指定を認めてやるというのが一番早いんですよ。災防協、今やっていますから災防協も必要ですけども、災防協をくぐるようなことになっていますけれども、やはり施主がこの解体業者にお願いしたいというものであれば認めるような方向でぜひ検討してほしいと思うんです。そうしますともっと促進されていきます。私はそう思います。災防協加盟の企業も一生懸命やっていますけれども、それをもっと促進するためにはそういう新たな手法も必要だろうということをお話しておきたいと思います。

○根本委員長

米澤委員。

○米澤委員

私は 21、22 の災害廃棄物の処理フローの案についてなんですけれども、ここで県内及び県外の搬出処分ということで利府のグランディと米沢市となっておりますよね。この米沢市に関しては最終処分場石膏ボードなどが搬出されているということですよ。この経緯についてなんですけれども、もう 1 点が利府グランディには何が排出されていくのか、それが一つ。この米沢市での石膏ボードの埋め立て処分ということなんですけれども、平成 9 年に石膏ボード製品で最終処分場で有害物質が出たということで以前報道がありました。それについてはこれに関しては大丈夫なんですか。きちんとその辺についてお話をされての処分場に排出されることになっているのかそれを伺います。

○根本委員長

市民経済部次長。

○伊藤市民経済部次長(兼)生活環境課長

まず第 1 点目の米沢市に搬出してあります廃棄物の処理であります。一つは可燃系の混合廃棄物、それからもう一つは今委員お話しのとおり石膏ボード類でございます。以上二つの品目を排出しております。これにつきましては米沢市の方の指導によりまして搬出する許可の条件といたしまして毎月 1 回サンプル調査を実施して今のところ基準値内ですべてクリアしている。放射線量もしかりでございます。

それからもう 1 点の利府町のグランディの方にどういったものを排出しているのかということでありますが、これは家屋解体に生じて発生いたしました木材、材木類をそちらの方に搬出してあります。以上です。

○根本委員長

以上で、歳出の質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○根本委員長

御異議なしと認めます。

これより議案第 58 号を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○根本委員長

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度でとどめ延会したいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○根本委員長

御異議なしと認めます。

本日の会議はこれで終了いたします。

御苦労さまでございました。

午後 4 時 48 分 延会

補正予算特別委員会

委員長 根本 朝栄